

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

第78回 牛豚等疾病小委員会

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第78回 牛豚等疾病小委員会

日時：令和3年6月30日（水）9：01～11：43

会場：参集（農林水産省 消費・安全局第1会議
室）及びオンライン会議

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 豚熱の発生状況及び家畜伝染病対策の強化について

4. 議 事

（1）家畜伝染病予防法施行規則の一部改正について

（2）飼養衛生管理指導等指針の一部変更について

（3）牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の
一部変更について

（4）その他

・豚熱ワクチン接種推奨地域について

・飼養豚への豚熱ワクチン接種について

5. 挨 拶

6. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

牛豚等疾病小委員会委員名簿

豚熱の発生状況及び家畜伝染病対策の強化について

資料 1－1 家畜伝染病予防法施行規則本則の改正案の概要

資料 1－2 飼養衛生管理基準の改正案の概要

資料 1－3 家畜伝染病予防法施行規則本則の改正案

資料 2－1 飼養衛生管理指導等指針の変更案の概要

資料 2－2 飼養衛生管理指導等指針の変更案

資料 3－1 防疫指針の一部変更案の概要

資料 3－2 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案

資料 3－3 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案

資料 3－4 アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案

資料 4－1 豚熱ワクチン接種状況一覧

資料 4－2 ワクチン接種推奨地域の運用案

資料 4－3 ワクチン接種推奨地域のイメージ図

資料 4－4 全国の野生イノシシ豚熱検査状況

資料 5 飼養豚への豚熱ワクチン接種後の免疫付与状況について

午前9時01分 開会

○星野家畜防疫対策室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第78回牛豚等疾病小委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず御対応いただきまして、誠にありがとうございます。

私は当委員会の事務局を担当いたします、動物衛生課家畜防疫対策室長の星野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の新井局長から御挨拶申し上げます。よろしく願いします。

○新井消費・安全局長 皆様、おはようございます。本日も朝早くからお集まりいただき、大変ありがとうございます。

今日は、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会の第78回の牛豚等疾病小委員会ということでございます。冒頭に御挨拶をさせていただきたいと思っております。

豚熱につきましては、2018年の9月の初発から、この9月で丸3年ということになります。イノシシも含めて、長い闘いが続いているわけではございますけれども、この牛豚等疾病小委員会におきましては、それぞれの疫学の分析、それを踏まえた飼養衛生管理基準の改正、それから防疫指針の改正、さらには防護柵等、農場の守りを固めるためにどうすればいいかといったことを、本当に幅広く御意見を頂きました。そういう中、私どももこの小委員会で頂いた意見をステップ・バイ・ステップ、それから頂いたものをやっぱり農家にどうやって定着をさせていくのかということで、動物衛生課、それから各県の皆様と協力してやってきたところでございます。

しかしながらということですが、ワクチンを打ち始めた後、ワクチンの接種農場でも発生が相次ぎました。この接種農場でもワクチン未接種の豚だけが感染をしているというわけではなくて、ワクチンを接種した豚群でも多くの農場で感染が見られたということでありまして、飼養衛生管理の状況を見ますと、なかなか改善をしていないというところが見てとれたわけでございます。

そういう状況を踏まえまして、5月19日に農林水産省の本部で、これは豚、それから鳥インフルエンザも一部含めてでございますけれども、家畜伝染病対策の今後の対応強化ということで議論をいたしまして、さらに必要な制度見直しをしなければいけないという状況に至ったというふうに考えております。今日は、まずこれについて御議論を賜りたいと

いうふうに思います。

それからもう一つ、2019年10月、発生から1年1か月、1年余のところで豚熱に対しますワクチン接種を開始したところでございます。中部の愛知、岐阜から開始をいたしまして、現在、本州は北は青森、西は岡山までということで、相当広い範囲で接種をするということになったところでございます。これらにつきましても、検査データ、既に2回分析をしていただいておりますけれども、直近のものを含めまして、どういう形で接種をしていくのかということについて御議論を賜りたいというふうに思っているところでございます。

これから、豚熱の闘い、それからアフリカ豚熱もまだ韓国では農場あるいはイノシシで散発をしているということでございまして、これからのオリンピック・パラリンピックの水際、それからさらにはコロナが明けた後の、またインバウンドの復活ということで、水際対策につきましてもしっかりとやっていきたいというふうに思っているところでございます。

本当に、小委員会で頂いた意見を貴重な意見ということで、私ども、進めてまいりました。今後も忌憚のない意見を賜りまして、養豚業の発展をしっかり支えていきたいというふうに思っているところでございます。本日もよろしくお願いいたします。

○星野家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

新井局長におかれましては、所用がございまして、ここで退室をさせていただきます。

(消費・安全局長 退席)

○星野家畜防疫対策室長 さて、現在、本日の会につきまして、牛豚等疾病小委員会の委員数は10名でございまして、本日は津田委員長、嶋田委員、筒井委員、芳賀委員、佐藤委員、山口委員、中島委員、入江委員、小渕委員、山川委員、10名全ての委員の方に御出席を頂いております。また、オブザーバーといたしましては、青木先生、迫田先生、山本先生の3名に御参加いただいております。

それから、本日の事務局側のメンバーでございまして、審議官の伏見でございまして、動物衛生課長の石川です。それから、私、星野でございまして、そして、動物衛生課の担当補佐、古庄補佐と青山補佐でございまして、よろしくお願いいたします。

それでは、ここまででカメラの撮影は終了となりますので、マスメディアの方は御退室をお願いいたします。

なお、本日は感染症対策の観点からウェブでの開催となりますので、御不便をお掛けい

たしますが、よろしくお願いいいたします。また、ウェブでマスメディアの方あるいは一部の関係者の方々におかれましても、本日公開となつてございますので、ウェブを通した形で公開をさせていただいているところでございます。

続きまして、資料の確認をいたします。

先生方には、事前にメール等でお送りをさせていただいていると思います。お手元の資料を御確認ください。まず、1つ目、議事次第、それから委員の先生方のお名簿、そして資料一覧として、それぞれの資料1-1から、2、3、4、5と配付されていると思います。また、特に資料番号は振ってございませぬけれども、A4の横紙で豚熱の発生状況及び家畜伝染病対策の強化というものが、ポンチ絵があると思います。以上の資料で、お手元に届いていない場合あるいは落丁等ございましたらば、こちらの方に御連絡をお願いします。大丈夫そうですか。はい、分かりました。

それでは、本日の議事に入る前に、当課石川課長の方から豚熱の発生状況及び家畜伝染病対策の強化につきまして、最近の情勢について御説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○石川動物衛生課長 動物衛生課長の石川でございます。

お手元の資料ですけれども、豚熱の発生状況及び家畜伝染病対策の強化ということで、若干御説明、最近の状況を御説明します。

1 ページ目でございますけれども、2018年の9月以降の豚熱の発生の経過でございます。岐阜での発生以来、これまでに13県で計68事例、約24万2,000頭を殺処分ということで、そのような状況になってございます。

それで、先ほど局長の御挨拶にもございましたけれども、2019年の9月にワクチンの接種を決定しまして、10月に防疫指針の改訂、実際には10月25日からワクチン接種を開始しております。

しかしながら、ワクチン接種農場においても、群馬、山形、三重、和歌山、奈良、栃木、山梨といったワクチン接種県においても発生が見られております。

1枚めくりまして、次のページでございます。予防的ワクチン接種の地域の拡大ということでございまして、このワクチン接種の対象地域につきましては、防疫指針に基づいて、本日開催の牛豚等疾病小委員会で議論した上で設定しております。

考慮する事項、4つほどございまして、1つ目が野生イノシシにおけます豚熱の感染状況、2つ目が農場周辺の環境ということで、野生イノシシの生息、また農場数、豚の飼養

密度、山とか河川の地理的な状況を踏まえております。3つ目が疫学的リスク低減のためということで、まだら打ちを避けるということで面的に接種し、順次拡大しております。4つ目が地域の畜産業ですとか養豚業の関連性の強さ、この4つの観点を考慮しまして、ワクチン接種推奨地域を設定しておりますところでございます。

直近では、岩手、青森をワクチン接種推奨地域、6月15日ですけれども、設定したわけでございますけれども、これは隣接県、特に宮城県の福島県との県境でございますけれども、陽性野生イノシシが宮城県で初めて確認されたということで、山塊で連なるなどの理由から、先ほどの上記の1～4の条件を考慮して、岩手県と青森県をワクチン接種推奨地域に設定しました。

その結果、左側の3段目ほどに書いてございますけれども、飼養豚へのワクチン接種推奨地域につきましては、合計で32都府県、飼養頭数が510万頭余りということで、全国の飼養頭数の55.9%がワクチン接種推奨地域で飼養されている豚ということになります。

続きまして、あけまして、ワクチン接種済み農家における豚熱の発生状況ということで、更に次のページもかけて、10例の発生状況を整理しております。59例目から68例目まででございますけれども、いずれの農場につきましても疫学調査を実施しております。

一番右側のコラムでございますけれども、いろんな事象、発生農場ごとに調査結果は違いますけれども、基本的には消毒ですとか、豚を農場内で歩かせないといった飼養衛生管理基準がなかなか十分に守られていなかったというような状況でございますし、また、飼養豚の感染状況を見ますと、発生豚舎のみでなく、発生豚舎以外の豚舎でも豚熱の感染が確認されております。これは、豚熱の発生が確認された際に、殺処分までの間に発生豚舎以外の豚舎につきましてもサンプリングを実施しております。そのサンプリングを実施した、その採材材料を用いまして、後ほど解析等を行っております。その解析結果が、発生豚舎以外の豚舎でも豚熱の感染が見られたという結果になっております。また、ワクチン未接種豚での発生のほか、ワクチン接種豚につきましても感染が見られておるといような状況でございます。

それで、これらの今までの発生状況、豚熱のみならず、今シーズン、高病原性鳥インフルエンザ、過去にない大規模での発生を確認したわけでございますけれども、昨今の鳥インフルエンザ・豚熱により明らかとなった課題ということで、幾つか書いてございます。

まず、高病原性鳥インフルエンザに関する課題ということで、飼養衛生管理基準の不遵守、発生予防対策でございます。これは豚熱にも通ずるものがございます。

あと、防疫作業の長期化・自衛隊への依存ということで、埋却地確保等、都道府県主導の防疫対応体制の確立が今後必要であろうということでございます。

豚熱につきましても、昨今の発生農場の飼養頭数を見ますと、1万頭を超える、2万頭も超えるような農場でも発生が確認されておりますので、今後とも円滑な防疫措置を確保するためには、やはりこのような埋却地の確保又は防疫体制の確立というものが必要になるかと思っております。

あと、特に今シーズンの高病原性鳥インフルエンザにつきましては、香川県での密集続発、また千葉県での大規模農場での発生というのがございました。特に直接豚熱とは関連しませんけれども、今後、このような密集地域での豚熱の発生ですとか、また大規模農場での発生も踏まえて、高病原性鳥インフルエンザと同じような課題が明らかになってくるのではないかと思っております。事前の対応が必要かと思っております。

4つ目としまして、国際的な連携ということで、特に鳥インフルエンザについては野鳥によって運ばれるということで、国境を越えて発生が見られておることから、国際的な連携により発生リスクに基づく警鐘とか、取るべき対策の共有といったものが必要になるかと思っております。

一番下に書いてございます、豚熱に関する課題ということで、最近は関係者の危機意識の低下が見られるのではないかと懸念しております。特に、ワクチン接種により安心感からくる農場の飼養衛生管理に対する意識の低下が見られるということと、あと、獣医師の豚熱への危機意識の低下ということで、これは、ワクチンを接種していることから、豚が死亡したりするような事例につきましても、他の疾病を疑ったり、また通報が若干遅れ気味になるといった状況が見られます。これについては、今後、注意喚起が必要ではないかというふうに考えております。

次のページ、発生予防対策でございます。発生状況から見えた課題ということで、1つ目のポツですけれども、飼養衛生管理基準の遵守について、生産者によって大きな差があること。

2つ目、農場の作業従事者が飼養衛生管理基準を理解していない。特に、大規模な農場においては、1人が担当する家畜の数多くて、対応が難しい事例もあるのではないかとございます。

あと、先ほども申したとおり、特に豚熱につきましてはワクチン接種が進んでいることもありまして、基準への遵守の意識の低下、また、獣医師による県への通報の遅れという

ことが見られたということでございます。

それで、4つ目のポツでございます。基準を遵守しない生産者に対しましては、家伝法の法令上、指導・助言・勧告・命令・公表といった制度がございます。これが現場でなかなか十分に活用されていないのではないかとといった課題が、4つ目としてございます。

下の獣医師の豚熱への危機意識の低下というのは、幾つかの事例を具体的に書かせていただいております。

次のページ、まん延防止対策でございます。課題としましては、3つほど挙げさせていただいております。1つ目が密集多発、大規模農場での、これは高病原性鳥インフルエンザでございますけれども、発生によりまして、殺処分等の防疫措置の負担が大きかったということと、あと、動員ですとか、埋却地確保といった県主導の防疫体制に不十分な点がありまして、防疫措置が長期化した。また、自衛隊に負担を掛けた事例が多かったということでございます。

3つ目としまして、事前に埋却地が確保できていたとしても、周辺住民の同意の取付けについて時間を要した事例があったということもあろうかと思えます。

それで、大規模農場における上乘せ対策ということで、今シーズン、特に高病原性鳥インフルエンザで明らかとなった課題でございますけれども、1つ目が防疫作業の長期化がございまして、また、防疫作業員、防疫資材がかなりの数必要となりまして、発生時の影響が大きいことが明らかとなりました。

2つ目としまして、飼養衛生管理者による管理が行き届いていない傾向。いわゆる、管理する鶏ですとか豚の数が多くなって、なかなか細部まで管理が行き届いていない傾向が見られたということ。

3つ目としまして、このような大規模農場におけます発生時の具体的な防疫対応を想定しておらず、防疫措置の長期化を招いたということが課題としてあろうかと思えます。

それで、最後のページでございます。特に、焼埋却に係る取組ということで、トピック的に挙げさせております。各家畜ごとの埋却地の確保状況を書いてございますけれども、牛、豚、鶏で全体として、おおむね7,000農場が未確保ということでございます。

特に、小規模農場での確保がなかなか難しい、いわゆる大規模につきましても、まだ確保がされていない部分もございますけれども、そのような傾向にございますけれども、今回の今シーズンの鳥インフルエンザの発生時に、必ずしも埋却ではなくて、埋却以外の手法、焼却を活用した事例もございました。例えば、焼却のみで、兵庫、奈良、和歌山は処

分しておりますし、また、焼埋却を併用した岡山、千葉の事例もございます。なかなか、豚の場合には、豚ですとか牛だと、焼却といった処分は難しいわけでございますけれども、一番下に書いてございます移動式レンダ装置というのが全国に4台配備されております。これはこれまで1台だったわけでございますけれども、令和2年度に3台を追加しまして、北は北海道から、西は下関、門司の方に合計4台を確保しております。したがって、都道府県の円滑な防疫指針、殺処分後の家畜の処分を考えた場合には、このような移動式のレンダリング装置の活用も考慮した事前対応というものが必要になるのではないかとこのように考えております。

それぞれの課題に対する対応につきましては、この後、担当の方から御説明いたします。私の方からは以上でございます。

○星野家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

今までのところで、音声等、ウェブで開催するに当たりまして、若干聞こえにくいという話がありますけれども、先生方の皆様にお伝えができていますので、このまま会を進めさせていただきたいというふうに思います。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。ここからの議事進行につきましては、津田委員長の方をお願いをしたいというふうに思います。津田委員長の方、よろしくお願いいたします。

○津田委員長 おはようございます。津田でございます。

それでは、議事の1番目、家畜伝染病予防法施行規則の一部改正について、事務局の方から御説明をお願いします。

○古庄課長補佐 古庄でございます。

資料につきましては、資料の1-1、1-2、1-3を使って、順番に御説明してまいりたいと思います。

まず、資料1-1、御覧ください。

先ほど、石川の方から、発生状況から見えた課題として、飼養衛生管理基準の遵守について生産者によって大きな差があり、指導・助言・勧告・命令等の制度が十分に活用されていないのではないかという問題提起いたしました。これに対応するものとして、文章のとおり、飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置について、発生予防に係る指導等の猶予期間をそれぞれ2週間から1週間に、また、まん延防止に係る命令の猶予期間を1週間から3日間に短縮するという案でございます。該当する条文につきましては、第21条

の8の第2項、第41条の4の第2項が該当いたします。

次のページをおめくりください。

挿絵の方が入っております。失礼いたしました。都道府県が生産者に指導するときには、文書で指導することになっておりまして、その中には内容として5つございます。内容につきましては、1点目、法に基づく指導等であることをまず明確に書くということ。2点目といたしまして、改善すべき事項の内容を明確にするということ。3点目といたしまして、具体的な改善方法を記載するとなっております。そして、4点目にございまして、改善すべき期限を明確にするというところでございます。最後、5点目にその他必要と認める事項を書くということで、4点目の改善すべき期限でございますが、こちら、先ほど、課題のとおり、都道府県による指導のより実効性を高めるということで、少し長いのではないかという期間、2週間を1週間、まん延防止のところを1週間から3日間にずらすというところでございます。

具体的には、資料の1－3を御覧ください。1ページでございます。

下段が現行になっておりまして、上段が改正案でございます。下段のところ、「二週間」となっているところを、上段のとおり「一週間以内」ということで猶予期限を短縮したいと思っております。

続いて、3ページ、御覧ください。

下段のところ、まん延防止につきまして、第四号の期限ということで、これ、「一週間」でございます。これを上段のところ、「三日以内」ということでまん延防止に係る命令の猶予期限につきましては3日間に短縮するという案でございます。

それから、続きまして、飼養衛生管理基準の改正のお話に入っていきたいと思っております。資料につきましては、1－2を御覧ください。

これは施行規則第21条関係の別表第2で、別表で規定されているものが飼養衛生管理基準になります。

まず、牛、水牛、鹿、めん羊、山羊の基準でございますが、飼養衛生管理を行うに当たり踏まえるものとして、これまで記載があった飼養衛生管理基準に加えて、飼養衛生管理指導等計画を追記するという案でございます。

今年の4月1日に国で公表いたしました飼養衛生管理指導等指針に基づきまして、各都道府県において、飼養衛生管理指導等計画が規定されたところでございます。この中に、農家に取り組むべき重点事項ですとか、協議会に積極的に参加するというところで、農家の

取組を記載してございますので、生産者における義務である飼養衛生管理基準の中にもこちらの飼養衛生管理指導等計画を参照するようというところで追記したいと考えております。

続きまして、2点目でございますが、本シーズンでは防疫措置の長期化というものが認められました。その要因といたしましては、従事者が飼養衛生管理基準を十分に理解していないというようなことが示唆されましたので、大規模農場におきましては、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するということを新設したいと考えております。

続きまして、括弧書きになってございます。こちらに関しては、将来的に取り組むこととすると書いてございます。まず、1点目につきましては、これ、大規模農場に限る話なんです。家畜の頭数が多く、殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める家畜の所有者は対応計画を策定するということを新設するとしております。対応計画につきましては、病気が発生した場合に、人とか物がどれぐらい必要でどこに配備をすればいいのかということ、事前に農場の施設の状況などを見ながら、いざ発生したときにスムーズに動けるような計画を作っておくというものでございます。

続きまして、2点目につきましては、こちらは埋却地の確保に係る部分でございますが、これまで埋却地につきましては、生産者の義務として、埋却地等の確保に向けて準備措置を行うということが義務として書かれておりました。それで、準備措置というところが具体的には何なのかというお話がございましたので、まずはこの文章にあるとおり、埋却地又は焼却施設を確保すること、こちらを原則としながら、これらが困難な場合には、代替として埋却・焼却・化製に係る都道府県が求める取組を実施するというところで、その際、代替的な措置、都道府県が具体的に生産者にやる取組を明示して、それを遵守することを生産者の義務として定めるとしたところでございます。

こちら、括弧付きになっておりますのは、これ、将来的に取り組むこととするとということで、ほかの豚にも、こちら同じ規定がされることになっております。まず、鳥にも同じ規定がされることになっております。今回は病気のリスクを鑑みて、都道府県の実効性を踏まえ、まずは鳥、次に豚、それから将来的に牛についてこれらの対策を行っていくという、その実効性の面から、牛については今回の改正では基準の中では明示はせずに、将来的にこういった内容に取り組んでいくということ、今回の小委の中で合意を頂きたいと思っております。

続いては、下の方、豚、イノシシの基準でございますが、こちら、内容につきましては

今の牛と同じものになっております。

最後、馬の基準につきましては、指導計画を参照するというこのみを追記することとさせていただきます。

具体的には、また、資料の1-3を御覧ください。資料の3ページでございます。

こちら、牛等の基準から書いてございまして、上段のところ、関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえるということで、この項は飼養衛生管理基準そのものでございますので、基準と指導計画を踏まえるということで追記してございます。

続いて、左の5番のところ、大規模所有者が講じる措置として以下の措置を講ずることということで、4ページに移っていただいて、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること。ただし、括弧内です、同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、当該畜舎で飼養する家畜の頭数の合計が二百頭を超えないことということで、この二百頭というのは牛等の基準に係る大規模所有者の水準でございます。二百頭以上が大規模所有者という水準なんです、1人の飼養衛生管理者の方は、例えば数十頭規模の畜舎がたくさんある場合には、幾つかの畜舎を担当していいけれども、その合計として二百頭を超えないようにということで、こちら、規定しているところでございます。

続きまして、(3)のところ、大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く、監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は監視伝染病の発生に備えた対応計画を策定することということで、都道府県ごとに家畜の飼養状況、異なっておりますので、都道府県の中で優先順位を付けていただいて、その中で順次、対応計画を進めていくということで、国からも一定の水準、目安は通知等で示したいとは思いますが、各県がしっかり実効性を踏まえながら対応計画を円滑に進めていく、作っていくということで規定してございます。

それから、最後10番のところでございますが、焼却等に備えた措置ということで、まずは家畜の死体の埋却に供する土地又は焼却施設を確保することということ、まず原則として書かせていただいて、ただしという形で、困難な場合には都道府県知事が認めるこれらの措置に代えることができるといった表現とさせていただきます。

議題1の説明は以上でございます。

○津田委員長 ありがとうございました。

それでは、本件に関しまして、委員の皆さんから御意見、御質問がありましたら、お願

いいいたします。どなたかございますか。ウェブのところは手を挙げてもらうのかな。

○事務局 カメラをオンにして、発言していただければ。

○津田委員長 カメラをオンにして発言してください、お願いします。ないようですけれども、よろしいでしょうか。特に御意見ございませんか。

○事務局 小渕さん、もう一回発言していただいてよろしいですか。

○小渕委員 すみません、ちょっとカメラの方がうまくできなくて。

○津田委員長 声だけでもいいですよ。どうぞ。

○小渕委員 先ほどの埋却等の実効性のある計画というところで、移動式レンダリング装置の関係なんですけれども、以前お伺いしたときに、かなり、群馬県等の規模で使うのは実現性がないというようなふうで回答を古庄さんの方から頂いているんですけれども、実際にはどの程度の規模が……。結局、これ、レンダリングをしても焼埋却しなくてはならないかと思うんですけれども、どういうときに効果的に使えるかというのを具体的に教えていただけると、計画にも盛り込んでいけるかと思えます。

あと、やはり、これ、養豚協会さんとかからもかなり期待をされていまして、うちとしても計画の中に取り込まなくてはいけないとは思っているんですけれども、実際にできた生成物の焼埋却、また費用の関係と具体案等を示していただいた方が県の計画等に入れやすくなるのかと思えます。

また、埋却に関しては各県そうなんですけれども、かなりやはり住民の方等も不安材料となっておりまして、その辺の十分な説明等に苦労している県、多いかと思えますので、併せて、この移動式レンダリング装置に関係の具体案、示していただきたいと思っています。

以上です。

○古庄課長補佐 お答えいたします。

以前、小渕委員とお話しさせていただいたときには、群馬県で使いたいんですけどもというときに、大阪のときにかなり費用を要したというお話を差し上げました。そのことでちょっと具体的に群馬県では難しいということで、委員、おっしゃっていると思うんですけれども。大阪では、埋却に比べて3倍ぐらい掛かったんじゃないかというようなお話がございました。ただ、当然、具体的な土地とか人、何人確保するかというので額は大変変わってきますので、そこは実際、農場ごとの状況を踏まえて試算していただくということになります。大阪の具体的な額等はちょっと、必要に応じて、また御案内等させていただ

けたらと思います。

能力につきましては、先ほど石川から説明させていただいた、最初の豚熱の発生状況及び家畜伝染病対策の強化の最後のページのところに、移動式レンダリング装置の能力ということで、豚であれば1頭60kg換算で1日24時間回して2,000頭となってございますので、そちらの規模を参考にさせていただいて、実際に農場ごとの計画を立てる、円滑に防疫が収まる規模というのを想定していただければと思います。

以上ですが、よろしかったでしょうか。

○小渕委員 ありがとうございます。

これ、できたものを最終的には焼埋却になると思うんですが、また、容積の方もさほど減らないというような御回答を頂いているんですけども、そちらはもう、やはり時間を掛けて、どこかで保管していくという方法を取るということになるのでしょうか。

○星野家畜防疫対策室長 事務局の星野です。

御意見ありがとうございます。

移動式レンダリング装置の利用方法につきましては、利用マニュアル等を定めて皆様の方へも御案内させていただいておりますが、実際に現場の地域の状況にお詳しい家保の方や畜産課の方々を中心に、利用するかしないかを決めていただくことになると思います。本日頂いた御意見を踏まえて、具体的にレンダリング装置をどのように使っていくのが一番現場になじむのか、そういったことも考えていきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

○小渕委員 承知いたしました。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○山口委員 山口なんですけれども、よろしいでしょうか。

○津田委員長 どうぞ。

○山口委員 私の方からお願いというか、今、小渕さんがあったのと同じように、埋却又は焼却のところで、都道府県が求める取組を実施するということになるんですけども、その中で、実際には埋却地を確保できない場合とかの対応として、地元の市町村とかを交えて公有地の代替地を確保したりとか、そういうケースが結構あるかとは思いますが、ここの都道府県が求める取組を実施するときに、飼養者の人は市町村と連携し、きちんと確保するというのをあえて明記してもらえると、市町村が関わりを強くここで分か

るんじゃないかなというところが1点目と、もう一つ、先ほど説明の中で大規模農場のところの飼養衛生管理基準については、牛は今回はこの、入れないということで、先ほどお話ありましたけれども、ただ、入れないとはいっても、ここの中で将来的に取り組むこととして、家畜の頭数が多くて、殺処分に多大な時間を要する都道府県知事が認める家畜所有者とあるんですけれども、これは大規模農場イコール都道府県が認めるではなくて、なかなか殺処分等に時間が掛かるところを、基準を都道府県ごとに設定して、将来作りなさいという意味なんでしょうか。この2点について、お願いします。

○古庄課長補佐 1点目でございます。かなり、埋却地とか焼却の状況、都道府県によって、どのように進めていくかという方針、違うんですね。違うので、国として一律に市町村として連携として書くよりは、そこは各県の指導計画の中で各県の方針、状況に応じて書いていただく方がいいかなというのが意見であるんですが、いかがでしょうか。

もう一点につきましては、大規模イコール全て対応するというわけではなくて、もちろん都道府県によって、そもそも大規模の数とか違いますので。とはいっても、国としては、ある程度、一定規模以上はどの都道府県であっても、発生した場合には大変時間が掛かるということは想定されますので、一定規模以上については、まずは優先的に対応してくださいということで通知等で案内したいと思います。それを下回る部分については、各都道府県の状況に応じて、優先順位を付けて進めていただくということで考えてございます。

以上です。

○山口委員 分かりました。ありがとうございます。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○筒井委員 筒井ですけれども、よろしいでしょうか。

○津田委員長 筒井さん、どうぞ。

○筒井委員 ちょっと、埋却場所の確保ということについて、少しお伺いしたいんですけども、これ、要するに飼養者の責務としての話になるのか、それとも都道府県と併せて、いわゆる努力規定、できなければ都道府県の方をお願いするというような形になるのか。後でまた、クロスコンプライアンスの話が出てくると思うんですけども、これは所有者にとってみれば、どういう形になるんでしょうか。確保するということは大変重要だとは思いますが、その点について、ちょっと教えてください。

○星野家畜防疫対策室長 御意見ありがとうございます。

まず、病気が発生したときの対応につきましては一義的に生産者、飼養者の方に責務は生じることとなります。その一環として、防疫もあり、焼埋却もありますので、事前に、特に規模が大きい農場につきましては、きちんと防疫についても考えていただく必要がある、そこはもう外せないと考えます。

ただ、実態として、これまで生産者の方がすべからく全て防疫、焼埋却について自らできるかという、それは難しい現状が正直ございますので、そうした場合、事前に防疫対応計画を考えたり、防疫の焼却・埋却を考えるとするのであれば、やはり都道府県、家保の方に、こういった形で処分する、あるいは処理するのがいいのかということ相談に乗っていただくこととなります。最初から県ではなくて、やはり最初は生産者の方、飼養者の方がどうしたらいいのかということをしっかり考えていただく、そこでなかなかうまくいかないといった場合には、地域への、周りへの畜産業への影響が大きいということも鑑みて、県あるいは市町村の方と協力をして絵を描いていくと、そんな感じで現場の方は指導いただければというふうに思っています。

○筒井委員 一義的には生産者であるけれども、それを都道府県なりが地域としてサポートしていくというイメージですか。

○星野家畜防疫対策室長 はい、正にそのとおりです。

○筒井委員 はい、分かりました。

○津田委員長 ほかにございませんでしょうか。

○嶋田委員 よろしいでしょうか、宮崎の嶋田です。

○津田委員長 はい、どうぞ。

○嶋田委員 ありがとうございます。宮崎の嶋田です。

前段、石川課長の方から御説明いただいた資料の方の6ページ、発生状況から見えた課題の中で、基準を遵守しない生産者に対する文言がございますけれども、要は制度が十分に活用されていないことと記載があるんですけども、恐らくそれを受けて、今回、猶予期間の短縮という形になったのかなと理解しているんですけど、この十分に活用されていないことの原因が、猶予期間がある程度あるからというふうに捉えていらっしゃるのか、それともほかにも実際にはいろんな、各生産者ごとに事情があって、指導になかなか反応してもらえないという実態があるのか。この辺りの都道府県からの指導の状況とか、その辺りも含めて教えていただけないかなと。是非、小淵先生とか山口先生の方からの御意見も、この辺お尋ねしたいなと思いました。

以上です。

○星野家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

もちろん、指導・勧告につきましては、実際に今回の事例であったわけではないんです。これまでの実態として、飼養衛生管理基準の行政指導等については、恐らく現場サイドから来られている山口さんあるいは小渕さんに後で聞いていただければと思うんですけども、なかなか具体的に進んでいない状況があります。

一方で、なぜこれが使われないのかということをいろいろ検証した中で、ほかの法律や仕組みと比べて、この期間が長いんじゃないかと。要するに、ここまで時間を設けなくても、本来やらなければいけないものであれば、やはり事前にしっかりと取り組む、そして、助言・指導・勧告・命令に移るタイミングは、もっと早い時間でしっかりとやっていただくことによって、それが抑止力につながって、事前にしっかりと対応するような仕組みになるんじゃないかというような検討になりました。このようなことから、先生がおっしゃるとおり、確かに何かここで問題があったわけではないんですけども、短くさせていただきました。

ちなみに、群馬や北海道の行政指導の事例なり、実際の取組について、ちょっと御紹介いただけたらというふうに思います。

○小渕委員 群馬県の小渕ですが、よろしいでしょうか。

○津田委員長 はい、どうぞ。

○小渕委員 群馬の方では、この指導をまだしたことはないですけども、やはり出さざるを得ないかなと考えているところは、一、二件はあります。ただ、ほかの指導、衛生管理の中で、うちの方は毎月自己点検チェックというのを、春の発生を受けて、農家さんに全てやっていたいでいるんですけども、やはり構造を変えないと、更衣室等、構造が間に合わないといけないというようなところを、御本人たちがまだできないとかというところがありますので、その点は代替の指導方法などを考えてやっているところですので、徐々に徐々に皆さん、基準のレベルが上がってきておりますので、まだこれを出すまでには至ってはいません。

ただ、他県のところで、他県さんで出ているというところ、出しているところを聞いておりますので、状況等を聞いて、やはり思っていたよりもよくそれによって指導が行き届いたケースがあるというのは聞いておりますので、今後、これを適用する可能性はあると考えております。

以上です。

○山口委員 北海道です。いいですか、山口です。

北海道についても、これまで、まだこれを適用したことはないんですけども、実際、巡回して指導している中で、改善の方法とか、もういつまでに改善するという日頃の指導の中で進んでいるところが多いので、実際そこまではいっていないというのが現状です。

ただ、今回ちょっと意見では言わなかったんですけども、これが短くなるということで、実際、今、小渕さんからあった施設とか改善に、もし具体的に指導・勧告となったときに、そういう施設的な面も含めると、短くなることによって、いざ対応できるのかなというところはちょっと懸念としては思ったんですけども、今まではその段階まで行く前に改善をしてもらって、確認しているというようなやり方でやっているところです。

○古庄課長補佐 古庄でございます。

今、施設等の場合には時間が掛かるのではないかというお話でございました。これは、2週間なり、1週間というのは原則ということでございまして、今も改善することが困難、2週間なり、1週間で困難と認められる場合には、改善すべき事項の内容に応じた合理的な期間を設けるということで、飽くまで原則として、1週間として捉えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○津田委員長 よろしいですか。

○嶋田委員 はい、ありがとうございます、御回答。

○津田委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。それでは、ないようでしたら、次に移りたいと思います。続きまして、議事の2番目、飼養衛生管理指導等指針の一部変更について、事務局の方から説明をお願いします。

○古庄課長補佐 資料の方は資料の2-1と資料の2-2になります。まず、ちょっと前後しないように、資料の2-1を一通り御説明させていただいて、その後、具体的な文章が見られる資料の2-2を御説明してまいります。

飼養衛生管理指導等指針の変更案の概要ということで、こちら、飼養衛生管理指導等指針につきましては、飼養衛生管理基準を遵守するために、どのように効果的・効率的な指導を行っていくのかというものを、考え方、規定したものになります。

当然、飼養衛生管理基準を遵守するというところで、飼養衛生管理基準は生産者の義務と書いておりますが、こちら、指針につきましては、都道府県はこの指針を基に都道府県の計画を作りまして、都道府県が行う取組を中心にその計画の中には書いてございます。し

たがいまして、この1～6番につきましては、基本的には行政側の取組が多くなってございます。

まず、1番、御覧ください。こちら、埋却地の確保と防疫体制の強化ということで、先ほど、飼養衛生管理基準の方では、所有者に対する埋却地の確保が義務で、それにはかなわない場合には必要に応じて都道府県でこのセーフティネットを準備して、家畜所有者と共同して対応していくということで、こちら、指導等指針の方には記載したいと考えてございます。

2点目につきましては、こちらにも埋却地の確保と防疫体制の強化の中の話でございますが、埋却地の確保や指導計画の見直しに当たって、地域協議会等を活用するというので、より参加型、実効性を高める取組ということで書かせていただきたいと思います。

3点目は、参考として家きんの取組でございますが、今シーズン、家きんで毎月、飼養衛生管理者による自己点検を行いました。この中で、飼養衛生管理の遵守状況が90%～99%を超えるところまで5か月で進みましたので、毎シーズンの取組として規定したいと考えております。

4点目につきましては、生産者や従事者による飼養衛生管理基準の遵守を徹底する取組といたしまして、国及び都道府県はクロスコンプライアンスの導入を推進することを規定したいと存じます。

5点目につきましては、防疫措置の円滑化に向けまして、都道府県は大規模農場における対応計画を、対象者を明らかにした上で指導していくということでございます。

6点目にいたしましては、都道府県による指導の実効性の強化に向けまして、命令違反時につきましては、特段の特別な理由がない限り、原則公表するというを明示させていただきたいと思います。

それでは、具体的な中身の方を資料の2-2で御説明してまいります。

まずは、8ページの方をおめくりください。

こちら、先ほど、山口委員から市町村の関与についても記載すべきじゃないかという御意見ございました。少し間接的ではございますが、4行目のところに焼却施設を所有する市町村との事前協定の締結ですとか、8行目のところに埋却する家畜の所有者を特定しない埋却地を県有地、市有地等で一定程度確保するなどということで、具体的な、いわゆる取組を書いておりますので、こういったことを踏まえて、具体的に都道府県の方で指導計画の中に落とし込んでいただければと思います。

続きまして、14ページ、おめくりください。

先ほどの概要の2点目でございます。指導計画の見直しに当たっては、地域の協議会等を活用して、大規模農場・生産者団体の意見も踏まえた実効的な内容となるように努めるということで書かせていただいております。こちら、どのように意見を取り入れるかということは明示してございませんので、検討会なんかに参加いただく以外にも、ヒアリングですとか、意見書を出してもらおう等、具体的な対応につきましては、各県の生産者団体等の状況を踏まえて、検討いただければと存じます。

その下のところは、先ほどの鳥の一斉点検について書かせていただいております。

続いて、15ページの下のところを御覧ください。

国及び都道府県は、畜産事業者に対する補助事業・制度資金を措置するに当たり、事業者の性質を踏まえた上で、飼養衛生管理基準の遵守に係るクロスコンプライアンスの導入を推進する。特に、規模拡大を行う畜産事業者に対する埋却地の確保が確実に図られるように取り組むということで書かせていただいております。

すみません、先ほど、資料の2-1でございますが、少し資料を修正したときにページの表示がずれている部分がございますので、ちょっと一括して御説明させていただきます。1番のところ、P8、P9でございますが、正確にはP8のみでございます。2番のところ、P9、P14でございますが、P8とP14でございます。3番は変わりありません。4番につきましては、P15と16でございます。5番につきましては、P22と23でございます。6番につきましては、24で変更ございません。大変失礼いたしました。

それでは、資料の2-2に戻っていただいて、今度、18ページをおめくりください。

こちら、飼養衛生管理基準のうち重点的に指導する事項ということで、せんだって行われた家きんの疫学、高病原性鳥インフルエンザの疫学調査の中でマニュアルの規定につきましては、そのマニュアルの内容だけではなくて、いかにそのマニュアルを従業員の方に周知するかということも大事だというお話がありましたので、従業員に対する講習会の開催頻度など、従業員をいかに教育していくかということについても、そのマニュアルの中に明示するというので追記したいと思います。

続いて、19ページのところでございます。

豚熱の発生の現場では、外を消毒しないで歩かせているとか、非常にハイリスクな状況が認められておりますので、畜舎外での病原体による汚染防止の基準の項を重点事項として追記したいと思います。

続きまして、資料の22ページをおめくりください。

下段でございます。都道府県は当該都道府県における家畜の飼養戸数及び飼養頭羽数の状況を踏まえ、大規模所有者における監視伝染病の発生に備えた対応計画の策定及び地域住民に対する説明並びに消毒薬等の防疫資材の備蓄の取組について、対象者を明らかにした上で指導計画の優先事項に定め、指導等を行うという、こういった文言で対応計画のところの取組、規定したいと存じます。

最後、24ページでございます。

一番下のところでございます。命令違反者の公表は、命令を遵守できなかったことについて、家畜の所有者の責めに帰すべき事由がない場合を除き、原則公表することということで追記したいと存じます。

事務局からは以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、委員の皆さんから御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。先ほど質問があったことにも少し関連することもございましたけれども、いかがでしょうか。

○嶋田委員 よろしいでしょうか。

○津田委員長 はい、どうぞ。嶋田さんですか。

○嶋田委員 はい。

○津田委員長 はい、どうぞ。

○嶋田委員 すみません、先ほどカメラをオンにするのを忘れていました。

今回の質問なんですけれども、クロスコンプライアンスの導入についてなんですけれども、こちらの取組、非常にいいことかなと思っています。ただ、そのチェックですね。実際に事業とか資金の措置の際の審査というか、そういった際に、飼養衛生管理基準の遵守の部分をどのようにチェックするのか、想定についてどのようにお考えがあるか、教えてください。

○古庄課長補佐 事業等の性質に応じて、幾つか取組の段階があるとは思っております。例えば、頭数を増やす、施設をしっかりと作るという恒常的に、何ていうか、仮に発生した場合の影響が非常に大きい場合には、もう事前に家保が内容をチェックして、十分飼養衛生管理基準を満たした形で増頭等が図られるかというものを確認する状況もあるとは思いますが、もう少し理念的な、飼養衛生管理をしっかり守っていくということを宣言いただ

くようなレベルでとどまるような事業もあり得ると思いますので、そこは事業の内容に応じて複数段階想定して、普及を図っていきたいと考えております。

以上です。

○嶋田委員 ありがとうございます。

○津田委員長 ほかにございませんでしょうか。ほかにございせんか。よろしいですかね。

それでは、続きまして、次の議事に移りたいと思います。続きまして、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱及びアフリカ豚熱に関する防疫指針の一部変更について、事務局の方から説明をお願いします。

○青山課長補佐 事務局から御説明させていただきます。

まず、お手元に資料3-1の指針の一部変更案の概要を御準備ください。

(1)のところ、豚熱に関する防疫指針というふうに記載しておりまして、豚熱の防疫指針に関する変更の概要を中心に御説明させていただきます。防疫指針本体としては、豚熱は資料3-3となっております。こちら、資料3-3の中は、具体的な御説明は余り差し上げませんが、ページなど御紹介いたしながら、参照いただけるように御説明してまいりたいと思います。

まず、①前文のところですが、指針だと、ページ数は1ページになっております。前文に、現在の豚熱の発生状況や疫学調査の結果などを踏まえた対策の状況に応じた更新を行っております。

この後、第1は省略させていただきますが、変更しているように見えるところは指導等指針との間の整理などに応じて削除している部分などです。

また、第2-1も省略いたしますが、こちら、変更しているところに見えるところは第2-2との間の修正というか、場所の移動などを行っているものでして、本質的な修正は余りありません。

では、第2-2のところ、概要でいうと②の記載で、本体でいうと9ページの第2-2のところにもまいりますけれども、②のところ、書いてあるのが、発生に備えた都道府県の取組として、以下の点に留意した動員計画と資材などの調達計画を策定し、国へ報告することについて規定をしております。

都道府県の最大規模の農場における発生を想定するといったことを、まず留意することとしております。

ポツの次については、動員計画の策定に当たってですけれども、家畜衛生担当部局、畜産・農業関係団体のみではなく、このほかにも家畜衛生部局以外の部局ですとか、畜産・農業関係団体以外の団体や、また豚熱の対象家畜以外の家畜の飼養者の方などの動員も含めて、都道府県を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図るとしております。

次のポツですが、都道府県からの動員のみでは防疫措置の実施が困難な場合に当たって、農林水産省、他の都道府県等からの派遣について、事前に動物衛生課と協議するとしております。また、なお困難な場合には、自衛隊への派遣要請について、事前に動物衛生課と調整するということです。

最後のポツのところ、こちら、既存で防疫指針第2-1のところに記載があったものを第2-2のところに移動しているもので、既存の記載ではございますが、資材や機材、また、死亡獣畜の保管場所などの確保について、可能な限り、防疫協定の締結を進めることとしております。

③のところですが、防疫指針でいうと9ページ、こちら、9ページの一番下のところからになります。概要に記載している内容としては、都道府県は豚等の所有者に対する埋却地等の事前確保に向ける指導等を徹底するとともに、周辺住民の理解の醸成に向けた取組を行うよう指導等を行うこととしております。

また、これらの取組が十分でない場合には、都道府県として、あらかじめ発生時の利用について、焼却施設、都道府県、市町村などと調整し、可能な限り防疫協定の締結を進める等の措置を講ずるとしてありまして、これに当たって、豚等の所有者に対して必要な取組を求めることを規定しております。

④は10ページ、防疫指針でいうと、10ページでございますけれども、都道府県知事が必要と認める大規模所有者に対して、発生に備えた対応計画の策定を指導し、策定された対応計画を動物衛生課に報告することを規定しています。

⑤は、指針ではページ飛びまして、45ページになります。第6-4のところですが、都道府県が事前に策定した動員計画を基に、発生時には必要な人員に関する具体的な防疫計画を立てることを規定しております。

次が⑥ですが、防疫指針本体では何か所かに及んでありまして、最初は46ページの下のところから始まっております。発生があった場合に、周辺農場へのまん延防止の観点から、これまで発生農場では行ってきたんですけれども、それに加えまして、発生農場

周囲 1 km以内の区域に位置する農場について、小型野生動物対策、ネズミ中心ですけれども、を実施することということを追加しております。

こちらは、また、46ページのほかに、49ページのところにも留意事項の形で、必要に応じて専門業者に依頼して、迅速かつ効果的に病原体拡散防止措置を講ずる旨を記載しております。

また、この⑥の後半部分ですけれども、指針では63ページでございます。留意事項となっております。散水車等を活用した、発生農場周辺の地域全体の面的な消毒の検討をするということで追記を行っております。

次が、指針で申し上げますと、80ページ、留意事項の追記をしておりまして、内容としては、継続して豚熱陽性野生イノシシが確認されている場合、関係者への連絡についてを規定しております。これまでの書き方、記載ですと、毎回の電話等の連絡というふうになっておりますけれども、こちらを定期的に地図などの分かりやすい形式にまとめて、情報提供するということが記載しております。

また、豚熱の指針の中に、何か所か留意事項などで検査フローの整理をしているところございまして、調整中、修正予定となっているものがございまして、こちらについては、引き続き小委の先生方に技術的な御相談をさせていただき、整理をしてまいりたいと考えております。

次は、(2)の口蹄疫とアフリカ豚熱の指針についてですけれども、こちらは資料としては3-2と3-4と記載しておりますが、内容については、今御説明差し上げた豚熱の修正と②～⑥の部分と同様となっておりますので、説明は省略させていただきます。

また、(3)牛疫と牛肺疫については、今回の検討事項とはなっておりますが、今回、資料、添付しておりません。理由としましては、指針の該当部分が全て口蹄疫の防疫指針を準用すると記載になっているために、文言の修正が不要となっているためでございます。

事務局からの御説明は以上でございます。

○津田委員長 ありがとうございます。

発生時の動員体制とか埋却、それからまん延防止といった、より具体的に定めたということでございますけれども、本件につきまして、皆さんから御意見、御質問ありましたら、お願いいたします。

○山口委員 山口なんですけれども、よろしいでしょうか。

○津田委員長 はい、どうぞ。

○山口委員 先ほど、説明の中で、資材とか薬品等も備蓄、そして協定を結ぶということで、北海道についても資材やそういう関係、輸送も含めて、協定を結んだりして体制を取っているんですけども、備蓄については、やっぱりこれ、国家防疫になるようなところもあるので、北海道も緊急資材的に、各県もそういう形で資材の備蓄というところはされたり、国の方でも動物検疫所等に資材、置いていると思うんですけども、私、委員として言えば、かなり規模の大きいところでも出ているので、かなり国のもっと備蓄というのを、もうちょっと大規模なところ、100万羽ぐらいとか数万頭ぐらいの豚でも対応できるぐらいのを、国の方でもまず備蓄してもらえないのかなというところと、あと、都道府県も備蓄はしているんですけども、なかなか今度、更新もしていかないとかならないとか、いろんな中で、非常に、これちょっと実情的にどこの県も同じだと思うんですけども、厳しい、予算も厳しい中で、そういう備蓄資材については国の方の予算の中で10分の10で備蓄を更新できるとか、そういう体制をひとつ取ってもらえないかなというところはひとつお願いと、もう一つは、先ほど説明の中で、平時からの取組で、もし、平時というか、発生に備えたところで、病気が出たときに、先ほど豚熱の対象家畜以外の家畜飼養者の動員というような形で、何か、出たときに、ほかのそこと関係ない家畜の飼養者もその防疫に動員するような、ちょっとお話にも聞こえたんですけども、これまでちょっとそういう形で家畜の飼養者自体が余りそういうのに手伝うということは想定していなかったと思うんですけども、今後そういうような形で、関係する人はみんな動員して、ではやるぞという形でいくということなんでしょうか。その2点について、お願いいたします。

○古庄課長補佐 古庄でございます。

1点目でございますが、資材の備蓄については、今回の大規模農場に来る鳥インフルの発生なんかでもそうだったんですけども、国で備蓄するというよりは、消費財については、もうしっかり流通等、事前に協定を結んでいくということが重要になっておりました。実際にはかなりもう、どんどんタイベック等を消費していってしまいますし、発生はもう、10万規模から、本当100万を超える規模まで、かなり幅が広いので、そこはやはり業者にいかにスムーズにどんどん資材を提供してもらおうかというのがポイントですので、特に年末年始とか休みの日に連絡が付かないというのがボトルネックになっておりましたので、いかにその連絡網を、休日でも緊急連絡先を業者とすり合わせておくのかというのが実際に確保する上でのポイントです。

一方、もう急に集められない、もちろん殺処分の機械とか移動レンダリング装置という

のは、今回、国の方でももう、殺処分の機械も100台、101台あるんですけども、100台を超える規模まで備蓄増やしてございますので、そういったものは引き続き国の方でもバックアップしていきたいと思っております。

○青山課長補佐 御意見の2点目についてですけれども、豚熱の対象家畜以外の家畜の飼養者の動員という記載を9ページに行っておりますけれども、こちら、意図としては、個人個人というよりは畜産・農業関係の団体からの動員という考え方が大きいかと思うんですけれども、これまで、家畜の所有者の方々、余り防疫措置に携わらない方がよいというような考え方がされていたところもあるかと思っておりますので、防疫措置が必要とされている病気の対象家畜でない場合については、積極的な防疫指針への動員を団体など通じて行っていただければというような意図で記載をしているものでございます。

以上です。

○山口委員 分かりました。ありがとうございます。

○津田委員長 ほかにございませんか。

○小渕委員 小渕ですが、よろしいでしょうか。

○津田委員長 はい、どうぞ。

○小渕委員 ⑥番ですね、⑥の発生した場合の発生周囲のまん延防止の対策の関係なんですけれども、これ、うちとしての、実際に発生した場合の状況の共有としてお聞きいただければいいんですけれども、かなり石灰、消毒薬等へのアレルギー的、アレルギーといいますか、実際にアレルギーになったとおっしゃった方もいらっしゃいますし、散布することに関してかなりの苦情が来ております。埋却地、もう一度、何かでまくことがあれば、全員に周知するように等の御意見も頂いておりますので、さらに田んぼや畑など、道路周辺にお持ちの方がこれに関してもかなり心配されておりますので、衛生上必要であるし、まん延防止のためであるということは重々分かっているんですけども、今後、農家さんの復帰や存続のことを考えますと、これ、簡単にはちょっとできない案件になってきているということだけ、情報としてお伝えしたいと思っております。

以上です。

○星野家畜防疫対策室長 ありがとうございます。

御意見として賜らせていただきます。防疫上、必要な措置を取らなければいけないものは、現場の御理解を日頃からやはりしっかり取っていただくことが重要かと思っております。いざというときにできるだけトラブルにならないような形で、日頃から対応をお願いします。

○小渕委員 はい、承知いたしました。

○津田委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいかな。

それでは、ここまで御議論いただいた議題について、今後の方針に関する説明を事務局の方からお願いしたいと思います。お願いします。

○星野家畜防疫対策室長 津田委員長、ありがとうございます。

本日御議論いただいた事項につきましては、これは食料・農業・農村審議会の諮問事項でございますので、御議論いただいたものを反映させた形で事務局の方で整理をさせていただいて、パブリックコメントとして、7月中にパブリックコメントを行いたいというふうに思います。その間に、都道府県や団体の方々に説明会等も行っていきたいというふうに思います。それから、その後、8月に入りまして、家畜衛生部会から答申をもらい、9月中には公布・公表を予定しております。

今回の改正は、鳥も豚も牛もあるんですけども、特に鳥がこの10月、11月に次のシーズンがやってまいりますので、それまでの間に準備いただき、また豚につきましては、豚熱は、いつ何どきどうなるか分からない状況でもありますので、とにかく早い段階で対応をしていきたいというふうに思っております。

その都度、意見を小委の皆様と御相談させていただくことがあるかもしれませんが、その際には、是非、よろしくお願ひしたいと思います。

○津田委員長 それでは、ここで10分間休憩したいと思います。それでは、10時半から再開したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

午前10時17分 休憩

午前10時30分 再開

○津田委員長 それでは、時間になりましたので、牛豚疾病小委員会を再開したいと思います。これからはオブザーバーの先生、迫田先生、青木先生、山本先生、御参加いただいていると思いますが、よろしいでしょうか。大丈夫かな。

それでは、議事(4)のまず、豚熱ワクチン接種推奨地域について、事務局の方から説明をお願いします。

○青山課長補佐 ありがとうございます。

それでは、事務局から御説明させていただきます。

資料は資料4と、その枝番を御用意いただければと思いますが、まず資料4-1から御説明いたします。

こちら、豚熱の発生状況について、飼養豚での発生と野生イノシシでの陽性確認と、あと飼養豚でのワクチン接種状況についてまとめた紙となっておりますが、例えば飼養豚の発生ですと、今年入ってから、栃木県、奈良県、和歌山県などで発生が確認されているような状況でございます。また、野生イノシシでの感染確認としましては、本年については、兵庫県3月、宮城県6月での新たな感染確認がございました。それを受けまして、接種推奨地域については順次見直しをしております、3月には鳥取、岡山の新たな設定、6月には岩手、青森の設定をしております。

次が、資料4-2でございます。

こちら、ワクチン接種推奨地域の運用についての（案）ということで、まず、1のところは接種推奨地域のこれまでの考え方を整理してございます。まず、（1）のところ、防疫指針に基づく接種推奨地域の考え方ですが、野生イノシシにおける豚熱の感染状況、農場周辺の環境要因などを踏まえ、豚熱のリスクが高い地域を設定するという規定をしております。

追加的な考え方も含めましては、資料4-3の図に記載をしてございまして、豚熱陽性イノシシ確認県や、それ以外の要素としては県との隣接、山塊が連なっていることですか、地域の養豚業の関連性などを考慮するといった図になっております。

資料4-2に戻りますと、（2）のところ、また、接種区域の設定に当たっては、接種区域と非接種区域の接触面が最小となるような面的な設定について考慮することとしております。

2が今後の推奨地域の設定の考え方でございます。今まで、3か月に一度、見直しを定期的にするというので、イノシシの状況など、あと飼養豚での接種状況などを踏まえて、考え方を一度先生方に御確認いただくという観点から、今回のこの時期の考え方をまとめております。

（1）のところ、6月30日現在、32都府県が推奨地域に設定されており、岩手県及び青森県が、現在接種プログラムを作成中でございます。

（2）が陽性野生イノシシの確認状況で、東が宮城県と山形県、西が兵庫県で陽性イノシシが確認されているところと記載してございまして、先ほどの資料4-1の情報とも一部重複していますが、詳細については、資料4-4の資料として野生イノシシの陽性状況などを添付しております。

まず、資料4-4でございますけれども、1ページ目は、豚熱の遺伝子検査での陽性事

例を累積で取りまとめたものでございます。こちらを後ろの方でプロットしている図がございまして、後ろ、ちょっとページ数記載しておらず、申し訳ございませんが、4ページ目に当たるところから、まず、6月23日現在の全国での陽性イノシシの確認場所でございます。

次の図が、陰性事例も含めまして、どの辺りで検査をして、どこで陽性があったかというように分かる全国的な地図となっております。

それ以降、6ページ目以降は、4か月ごとの累積での遺伝子陽性イノシシを1ページごとにプロットをしていった図になっておりまして、陽性地域が徐々に拡大しているということが読み取れるようなものになってございます。

さらに後ろの方まいりますと、最後の方には同じように陽性イノシシと陰性イノシシのプロット図でございますけれども、地図としては水脈ですとか山脈といった地理的状況を考慮して地図を表示しております。

こういった地図から、最近のイノシシの陽性事例の拡大状況なども考慮しまして、それを踏まえて、資料4-2のところに引き続きの考え方を記載しております。

資料4-2の(3)に戻りまして、本年3月25日の小委で確認したとおりということで、その時点での結論と同じ記載となっておりますけれども、西では鳥取県、岡山県で野生イノシシで陽性が確認された場合に、山塊の連なっている広島県及び島根県を推奨地域に設定することを検討するとしておりまして、現時点では、引き続きですけれども、両県において野生イノシシ対策とワクチン接種体制の構築を事前に進めていただくという、これまでの考え方をそのままお願いしたいと考えております。

(4)はまた、今後、中国地方の瀬戸内海側で陽性野生イノシシが確認された場合ですが、島嶼部における野生イノシシのサーベイランスも強化し、島嶼部で陽性が確認された場合には、さらに四国地方をワクチン接種推奨地域へ設定することを検討する、検討したいとしておりまして、こちらも3月の状況から同じく、引き続きこうした対応としたいと考えております。

最後の2ページ目のところ、参考の継続の取組としては、これまでも各県で行っていただいております陽性野生イノシシ確認地点の周辺地域、周辺県含めてですけれども、サーベイランスによる浸潤状況調査、野生イノシシの生息密度を踏まえた捕獲強化、経口ワクチンの適切な散布等の対策により、野生イノシシの感染拡大を防止していくということと、接種推奨地域の拡大の必要性については、そうした感染状況を踏まえまして、定期的

に牛豚疾病小委で御議論いただきたいと考えております。

事務局からの御説明は以上でございます。

○津田委員長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、委員の皆さんから御意見、御質問ありましたら、お願いします。

○佐藤委員 佐藤ですけれども。

○津田委員長 はい、どうぞ。

○佐藤委員 資料のことで教えていただきたいのですが、地図、今、御説明があつて、地図の色が変わるところからですが、それがどこの時点、いつの時点のものなのかとか、この地図の説明がちょっとよく分からないのですが、その辺をちょっと御説明いただけると有り難いのですが。お願いします。

○青山課長補佐 事務局です。

まず、地図、大まかに申し上げて3種類ございまして、最初の4ページ目から5ページ目の2枚については、6月23日時点でこちら累積で、最初に野生イノシシが陽性確認された2018年9月からの累積での陽性と、あとは陰性と陽性を両方プロットした地図ということになっております。

次の6ページ目から、すみません、ちょっとこれが何ページ目までになるのかが申し上げられないんですけれども、次の地図というのが2種類目になっておりまして、4か月ごとにどれだけ遺伝子陽性地点が増えているかという地図で、これは全て2018年9月からその時点までのイノシシ陽性の累積での表示になっております。新たに最新の4か月で発生したものが上に付け足されていっている形になっておりまして、この色が変わる直前まで、この2種類目の地図の最後のところが6月28日時点の、これまで国内で発見された陽性野生イノシシ全てをプロットした地図ということになります。

その後の水色に見える地図で水脈や山脈が記載されているものですが、すみません、ちょっとこちら、明示的に何月何日時点までの陽性事例という記載をしていないんですけれども、少なくとも6月の宮城県での陽性イノシシのプロットでございますので、6月11日までのものを含んでいることはちょっと確実なんですけど、日付を申し上げられず、大変失礼いたしました。

御説明以上になりますが、御質問ありましたら、よろしく願いいたします。

○津田委員長 よろしいですか。

○佐藤委員 ええ、もう一度よく見てみます。色が変わったところ以降のが少し分かりづらいため、また後でよく見てみたいと思います。ありがとうございました。

○津田委員長 ほかにございますでしょうか。

○事務局 迫田先生が。

○津田委員長 迫田さん、どうぞ。

○迫田オブザーバー 4-4について質問です。いわゆる、まだイノシシの陰性の地域、具体的には四国であるとか九州におけるイノシシの母数が非常に少ないと思うんですけども、これはこれ以上何ともならないんですか。ただ、よくよく見ると、宮崎県さんは抗体検査は1,600近くイノシシをやっていらっしゃると思いますので、多分、自分たちでできる限りのことは、ELISAとPCRの両方は無理だけれども、少なくとも抗体検査はして、清浄性の確認をイノシシに対して見ているということだと思ってしまうんですけども。

ちょっと鳥インフルの話で恐縮ですけども、シーズン、香川で11月の発生の前に10月の時点で日本国内にH5N8のウイルスを見つけたのは僕らです。それは野鳥の糞便から事前に見つけるという先回りの活動があって、その後、家きんからウイルスが見つかったと思うんですね。同じことで、やっぱり今発生がないところの四国や九州でのイノシシのサーベイランスを強化しておかないと、また後手後手に回るのではないかと危惧しているんですが、その辺り、いかがでしょうか。

○青山課長補佐 事務局からお答えいたします。

全国的なサーベイランスについては、豚熱だけではなく、アフリカ豚熱の検出という観点からも両方の検査をしていただくように都道府県にお願いをしております。例えば最近ですと、最大、300頭規模、229頭といったような規模を示して、浸潤率が低い場合でも、それだけの頭数をすればかなりの角度で陽性イノシシが見つけれられるといったようなサーベイランス規模などを示しながら、各県での対応を強化をお願いしているところです。

西の方については、順次、体制の強化を図っていただいて、検査体制、まだ整っていないところについても引き続き構築を進めていただいていると聞いておりまして、各県、体制構築に当たって困難な点なども動物衛生課で調査をしながら、改善に向けて取組を進めているところでございます。

御説明以上です。

○迫田オブザーバー ありがとうございました。

北海道のゼロはわかります、分母。だけれども、九州の分母のゼロというのがいまだに

あるというのは、ちょっとやっぱり危機感がないのかなと思います。

以上です。

○津田委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議事に移りたいと思います。続きまして、議事4のうちの豚への豚熱のワクチン接種について、事務局から説明をお願いします。

○青山課長補佐 ありがとうございます。

それでは、事務局から御説明させていただきます。

資料5をお手元に御用意ください。

委員には、非公表参考資料として、1～3もお配りしております。動物衛生研究部門で解析いただいている公表前の研究解析データを含んでいることから、この辺りは委員限りの配付とさせていただきます。

まず、資料5を御説明してまいります。

最初のパラグラフですが、令和元年10月から、豚熱の予防的ワクチン接種を防疫指針の改正により実施をしております。今回は、豚熱に関するその指針に基づいて実施された免疫付与状況確認検査の26都府県から提出された結果と、あとは5県から追加的に行っていたいただいている調査の結果を頂きまして、農研機構動物衛生研究部門において解析いただき、その結果に基づいて、以下のような結果のまとめ及び今後の対応方針（案）を記載しております。

1のところ、まず、これまでの主な結果及び議論についてまとめております。（1）のところは昨年8月での小委の御議論ですけれども、①のところ、その当方で昨年7月までの調査結果をまとめておりまして、初回接種で初めて免疫付与された母豚から出生した子豚については、ワクチン接種日齢は50～60日齢程度にすることが望ましいとされました。

②のところは、抗体検査のための採材時期としては、これ以前については接種後4週間以降とされていたものを、接種後40日以降にもう少し遅らせることが望ましいと考えられました。

③のところ、その結果についてですが、個体や農場ごとの抗体価の動向を解析したものではなく、ELISAによる抗体陽性率であって、それを平均化した傾向であることから、各都道府県内や農場の傾向を把握し、接種適期の検討をすることが重要という留意をしております。

④今後、移行抗体が接種後の抗体価に与える影響や繁殖母豚の更新といったことなどを

考慮して、適切な接種時期についての情報収集を継続する必要があるとされました。

(2) のところは、本年3月に行った小委の概要でございます。①は5県が追加的に実施している接種適齢期確認検査の結果などを見まして、8月の小委の結果とおおむね一致するということを確認しております。

②は、母豚の血中抗体価から子豚の接種適期をある程度推定することが可能と考えられました。一方で、母豚の抗体価、子豚の移行抗体価、その移行抗体価の半減期にばらつきが大きく、都道府県や農場の傾向を把握した上で接種適齢期を検討することが必要と再確認されております。

③は追加接種協議の際に、接種群においてはELISAのS/P値0.05以上の個体を割合に含めて判断するという事に差し支えないということになっております。

2のところは、今回の結果の概要及び今後の対応方針(案)でございます。令和元年10月の豚熱ワクチン接種開始から1年半余りが経過し、第1世代の母豚のデータが蓄積されているとともに、その間に母豚の第2世代の更新が進んだことから、第2世代の母豚のデータも集まりつつあるということで、以下は第2世代のデータを基に記載をしております。

以前まで、前回までは子豚の接種日齢とテイク率の関係を基に御議論いただいておりますが、8月の小委の後、50日～60日齢での接種が適当ではないかという議論があった以降は、30日～40日ですとか、40～50日、50日～60日、それぞれの接種を行っているその接種群のポピュレーションが異なっている、バイアスが掛かっている可能性がありまして、こちらについてはちょっと解釈が難しいことから、今回、第2世代のデータを基にの議論としております。

まず、(1)のところ、ワクチン接種適齢期ですが、本年5月までに収集された20都府県の母豚の免疫付与状況を分析した結果、第1世代に比べて、第2世代では抗体分布のばらつきが大きく、抗体価の低い個体も増加していることが確認されたと記載しております。

こちら、2ページの図のところは少し詳細な情報を記載しております。先生方にお配りしている参考資料の中では、1-4に該当するところでございます。この図でまず最初に御説明させていただきますと、図は繁殖豚の第1世代と第2世代の抗体価を表しております。農場の初回接種以前に生まれた繁殖豚、雄、雌両方含んでおりますが、これを第1世代というふうに判断いたしまして、グラフでは赤で示されております。また、ワクチン接種から30日以上経過してから生まれた繁殖豚については第2世代というふうに判断し、青

でグラフに示しております。複数回のワクチン接種を受けている個体に限定されており、E L I S AのS / P値を比較した図となっております。これらの両世代の間で接種後の経過日数は考慮しておりません。

結果としては、この図の四角囲みのところにございますように、第1世代では抗体価の分布は1.0付近で明らかなピークを持っている。一方、第2世代では抗体価の分布に明瞭なピークは見られず、0～1.1程度の間幅広く分布しているというものでございます。

本文の方、戻っていただきまして、2ページ一番上のパラグラフからですが、こうした状況ですので、第1世代と第2世代の母豚が混在する農場の場合には、子豚の移行抗体価が更にばらつき、その結果、接種適齢期の幅が広がることが推定される。このため、第2世代以降の母豚から生まれた子豚のワクチン接種適齢期については、用法・用量に記載された1～2か月齢の間において、50～60日齢程度よりも早い日齢を含めた前倒しについて、より柔軟に検討することが適当と判断されるとしております。特に、ワクチン接種開始から時間が経過している農場や母豚の世代交代が進んでいる農場においては、母豚の抗体価の状況を考慮の上、前倒しについてより柔軟に検討することが適当と考えられるとしております。

なお、ワクチンの使用に当たっては、県ごと、農場ごとに母豚の免疫付与状況や更新の状況等を把握し、飼養衛生管理を徹底することが大前提であることは現場に徹底する必要があるという旨も記載しております。

次が、(2)免疫付与状況確認検査の採材時期及び抗体陽性率ですが、一番最初のパラグラフは、ワクチン接種後日数が経過するほど、抗体陽性率が高くなる傾向が認められたと記載しております。詳細なグラフなどについては、委員にお配りしている参考資料では1.5が該当する部分です。このため、ワクチン接種適齢期を判断するための抗体検査は、日数が経過するほどの確に判断できるが、おおむね接種後90日以上経過した個体を対象にするということで、中和試験又はE L I S A検査の場合の抗体陽性率80%を目安とすることが望ましいと考えられたと記載しております。

なお、追加接種協議のため、上の部分はワクチン接種適齢期の判断のためですが、こちら、次のパラグラフは追加接種協議のためのE L I S Aによる抗体検査の陽性率については、引き続き留意事項に基づいて接種後40日以上で80%を基準とするとしており、80%の注意書きとして、S / P値0.05以上については、非特異反応が含まれている可能性はあるものの、何らかの免疫反応が起こったものとして、今後抗体が陽転する可能性を見

込み、その個体を含めた割合で判断して差し支えないとしております。

(3) が今後の情報収集に関してです。豚熱ワクチンの接種適期の判断に必要な次のデータを収集を図るとしておりまして、まず最初にアのところですが、ワクチン接種による抗体分布状況を確認するため、免疫付与状況確認検査を引き続き実施するという記載と、次のイ、子豚の移行抗体価の高さに応じた①野外株に対する感受性の違いや、②ワクチン接種に対する免疫反応の違いなど、こういったことを確認するため、子豚の感染実験を含め、情報収集を検討していくということを記載しております。

事務局からの御説明は以上でございます。

○津田委員長 ありがとうございます。

それでは、本件について、委員の皆さんから御意見、御質問がありましたら、お願いします。これは、ここにありますように、令和2年3月から今年の5月までの得られた結果についての解析結果でございます。よろしく申し上げます。

○迫田オブザーバー いいですか。

○津田委員長 迫田さん、どうぞ。

○迫田オブザーバー 先ほど示していただいた図の話なんですけれども。

○津田委員長 資料5の図ですね。

○迫田オブザーバー そうですね。青の山と赤い山の話なんですけれども、多分、青山さん説明いただいたように、接種してから何か月以上のものとかというの、そこまでの仕分はしていない、ざっくりとした、これ、正規分布でよろしいんですよ。

○青山課長補佐 事務局ですが、はい、そうです。全ての接種後日数を含んでいる表になっております、グラフになっております。

○迫田オブザーバー ということは、第1世代の方は、もう接種してから大分時間がたっていて、これ以上余り動かないはずなんですけれども、第2世代のこの台形の形が、特に左側の低いところは右に右にぐうっとシフトしてくるはずなんです。希望値、山ができてくるはずなんですけれども、その山の頂点が最終的に第1世代の山の頂点よりやっぱり左にあるのか、それともぐうっとシフトして同じ山の頂点まで、赤の山の頂点まで右に来るのか、まずそこがちゃんと見るポイントだと思うので、引き続き見ていかれるということだと思うんですけれども、ここはしっかりと見るポイントなんじゃないかなと思いました。まず、それが1つ。

2つ目なんですけれども、感染実験をやられるということなんですけれども、具体的に

どういうことをイメージされているか、教えてください。

○青山課長補佐 事務局でございます。

まず、1つ目ですけれども、接種後日数を考慮していない図ではあるんですけれども、複数回のワクチン接種を受けているということから、用法・用量に記載されている推奨どおりに打っている場合には、1～2か月齢ぐらいで1回打った後に、次に6か月後の2回目接種を受けていると考えられまして、少なくとも1回目接種から180日ぐらいを経過している豚が第2世代も多数を占めているのではないかというふうに思っております。そうすると、今後、右側に山が移行してピークが現れるというのがちょっと期待できるかどうか難しいところかなというふうに思っております。ちょっと、この辺り、補足ございましたら、解析いただいている動物衛生研究部門の山本先生から追加いただければと思います。

2点目ですけれども、感染実験については、今現在考えていることとしては、移行抗体の高さに応じて野外株に対してどのぐらいの防御能があるかといったような、その感受性の違いについての感染実験を検討したいというふうに考えておりますが、動物衛生研究部門で検討いただけるというようなことを伺っておりますので、山川先生から何か追加で御発言いただけることがあれば、お願いしたいと考えております。

事務局からは以上です。

○津田委員長 それでは、山本さん、お願いできますか。

○山本オブザーバー 動衛研の山本です。

今、青山補佐が御説明されたとおりで、今回の第1世代については、1回目接種から2回目接種に向かうにつれて、その時間の経過とともに、個体で見れば6か月程度経過していくわけですけれども、その2回目接種を迎えるにつれて抗体価が右側に寄っていったということは起こったんですけれども、2回目接種になる頃にはもう寄り切ってしまう状態だったんですね。それ以上見たら、下がってくるのか、上がってくるのかというのは、2回目接種しちゃうので分からないんですけれども。

そういうことからすると、今回の第2世代については、2回目接種が終わったもの同士を第1世代と第2世代で比べていて、この第1世代の赤い山というのは上がり切っちゃった状態で、それと同じぐらいの時期を過ごして、2回目接種以降を終えた第2世代を比べているので、これから右側に更に寄っていくということは期待しにくい、そういうデータです。

以上です。

○迫田オブザーバー 先にコメントしていただいて、ありがとうございます。

そうだとすると、非常に現場は難しい状況なんだと思うんですね。僕は研究者として、青い方も最終的には山ができてくるのかと思ったんですけども、多分この台形のまま行くんだと思うんですよ。そうだとすると、低いところはもう初乳中に抗体がほとんどない状況なので、その母豚そのものはピークしているので守られると思うんですけども、初乳を提供する母豚としては非常に苦しい状況だと思いますね。分かりました。どうもありがとうございます。お戻しします。

○津田委員長 それでは、もう一つの方の、山川さん、答えられますかね。

○山川委員 動衛研の山川です。

子豚の感染実験に関しては、まだ細かい話は聞いてはいないんですけども、今年のうちには9頭程度準備して、先ほどの御説明にあったようなことを調べるために実験をやるということを聞いているだけです。まだ、細かいところまでは具体的な計画は聞いていないんですけども、実験はやるということです。

以上です。

○津田委員長 じゃ、また、詳細が分かれば教えていただけたらと思います。すみません。

迫田さん、よろしいですかね。

○迫田オブザーバー どうもありがとうございます。

動衛研さんでやっていただける試験というのは、いわゆる20世紀の先輩たちが強毒株A LDの攻撃では、1～16倍ぐらいの抗体を持っていれば移行抗体で守られるという数字があって、我々、それを基準にしているはずなんですけれども、当時のウイルスと今のウイルスと抗原性も違うし、病原性も違う中で、きちんとそこの数字を出してもらおうと、本当に移行抗体でどれぐらい子豚が守られているかというのをつかめるので、もうこれをつかむことによって、やっぱり対策がかなり変わってくると思いますので、動衛研さん、大変な実験だと思いますけれども、是非、よろしく願いをします。

以上です。

○山川委員 はい、分かりました。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問ありますでしょうか。

○佐藤委員 佐藤ですけども、よろしいですか。

○津田委員長 はい、どうぞ。

○佐藤委員 ちょっと聞き逃してしまったかもしれないんですが、県ごと、農場ごとに母豚の免疫付与状況や更新の状況等を把握して、というようなことが書かれているのですが、農場ごとに把握しながらやっていくというのは、非常に難しいかなというふうに思っているのですが、具体的にはどのようにされることを考えられているのかということが1点と、もう一つは先ほどありました感染実験にも関わることなんですけれども、これに関しまして、恐らくワクチンを使われることになると思うのですが、その使うワクチンについてですが、例えばロットによる差がないか、ロット全てというのは難しいかと思えますけれども、そういった差があるかとか、そのようなことを検討する必要があるのかどうかとか、その辺りについての情報がありましたら、お願いいたします。

○青山課長補佐 事務局から、まず1点目ですけれども、都道府県ごと、農場ごとの把握が難しい中でどのようにしていくかというところですが、現状としましては、防疫指針に記載している範囲では、留意事項のところ、まず接種農場にあっては、母豚については一度ELISA検査は全農場でやっていただく、農場内では30頭以上といったようなことをお願いしているところです。そこで、県内での大体の傾向をつかんでいただきまして、より丁寧に把握する必要のある農場などは、その段階で把握いただければと考えております。それ以降については、抽出の検査にすることということで、3月の指針改正のときに留意事項も変えておりますけれども、その後、全体的な県の傾向を見ながら、抽出検査を行っていただきまして、母豚の状況、子豚の状況を引き続き把握していただくということを考えております。ですので、全ての農場の検査を毎回、6か月ごとにやるということまでは指針では求めておりませんが、全体を把握した上で県全体の傾向を見ていただくということと、あとは都道府県が追加で検査をするべきと考えるような農場がある場合には、その場合もこの免疫付与状況確認検査の中で行っていただくということを想定しております。

次の感染実験でのワクチンのロットなんですけれども、すみません、ちょっとこの辺りは事務局からはなかなかお答えしにくいところですので、先生方から具体的に、例えば、感染実験でこういうことを考慮すべきというような御議論ありましたら、その辺りのことを動衛研の担当される先生方にお伝えさせていただきながら、検討を進めていただくことにしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤委員 ありがとうございます。

分かりました。

○津田委員長 山本さん、何かありますか。

○山本オブザーバー 今回のロットの話ですけれども、恐らく動衛研の感染実験の施設でできる頭数というのは極めて限られていて、今9頭というお話があったんですけれども、群に分けても、多分2群とか3群とかになっちゃうと思うんですね。それでコントロールを置きましょうという1条件とかになっちゃうと思うんですが、そうすると、一方で、検証しなきゃいけない内容というのは、移行抗体による防御とか、微妙な条件でワクチンによる防御はどうやって成立していくかとか、すごく多岐にわたる中で絞り込んでいかなきゃいけないので、ロット間の変動というのを動衛研で検証するという事はないんだろうと思っています。むしろ、その部分については動薬検で検定作業をやられていると思いますので、そういった検定作業で製品間のばらつきがどの程度担保されているか、そういった論点になるかと思います。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

基本的には、今回使われている豚熱ワクチンにつきましては、薬機法で定められた承認ワクチンでありますから、用法・用量についてもきちんと定められておりますし、記述の基準の中でできているはずですから、極端なロット差というのはそうそう考えられないんですが、そこを踏まえて、動薬検ともちょっと御相談の上、検査、試験を組んでいただければというふうに思います。基本的にはもう、用法・用量に基づいた使用を前提とした効果・効能ということ調べていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○山本オブザーバー 山本から、補足です。

○津田委員長 はい、どうぞ。

○山本オブザーバー 都道府県で定期検査をしていただくということを、今、青山班長から仕組みの御説明ありました。この結果の報告を農林水産省の方で集めているんですけれども、報告内容にワクチンのメーカーあるいは、場合によってはロットも入っておりますので、その全体のデータから、メーカーごとに明瞭な違いがあつたりしないかどうか、そういったことは検証していけると思っております。今のところ、メーカーごとに大きな違いという問題は認識しておりません。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

○嶋田委員 よろしいでしょうか、嶋田です。

○津田委員長 はい、どうぞ。

○嶋田委員 御説明ありがとうございます。

今回の結果、第1世代と第2世代の抗体価のグラフのところを拝見して、先ほどから議論にあります第2世代のこの青い波が右にずれるということは余りないのかなということで、移行抗体のばらつきが予測されるという中で、要は免疫的な防波堤の穴をできるだけ小さくするという観点から、例えば2回接種とか、先ほど用法・用量の話がありましたけれども、生ワクチンですが、そういった対応の是非とかそういったところ、御検討はされているでしょうか。

○津田委員長 これの2回接種というのは、ちょっとどういうあれか分からないんですけども、少なくともこの2回接種が現行のワクチンの用法・用量、これを用いて2回接種することについて、どういったメリット・デメリットがあるか、その辺は迫田先生、ちょっと御意見伺えますかね。

○迫田オブザーバー 急に来ました。

○津田委員長 すみません。

○迫田オブザーバー ただ、さっき、僕言ったように、この台形の形であると、現場、たまらんですよ、これ、1回打ちでというのは。というのは、どの位置に打ったって、外れが必ず出てくるので。何が言いたいかというと、赤のような正規分布をしていけば、大体この辺に、七、八割入るから、計算したらこの時期に1回打てばいいよねということですよ。だけれども、この台形だということだとすると、最終的には、ワクチンを打ち続けていて何年か後には、20世紀の過去の母豚のデータでは128とかそういうものを中心に正規分布になるので、最後は台形じゃなくて山になるはずなんですけれども、過渡期がこういう状況だという事実がある以上、これは2回接種は真面目に考えないと、農家さんは気の毒だと思いますね。というのは、だから、早めにやっぱり……。たしか、沖縄とか赤ちゃん豚でも打ってみたり、今回したと思うんですけども。こういう左の台形の端っこの方は、もう生まれた瞬間から感染する可能性のある子豚たちになりますので、30からというのであれば、もう30日に1回打って、その後、後ろにもう一回打つぐらいのことは、これは考えていかなきゃいけないのではないのでしょうか。

以上です。

○津田委員長　そこで、2回打ちしたときに、今回の話で50日～60日という、なるべく接種時期を後ろにずらした方が抗体のテイク率は高くなるよということは事実としてあると思うんですが。今回このように第2世代で抗体価の低いものからある程度の高さのものまでいるという台形になっている状態の中で、どこかという、日齢を決めることはできないんですけども。じゃ、ここで2回打ちしたときに、それが2回目のテイク率で、2回目に打ったときにその抗体のテイク率が、例えば50～60日で今打っているものと同じぐらいに上げられるかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○迫田オブザーバー　それはある程度……。これ、農場でどうなっているの。これ、全部マスで見ていると思うんですけども、やっぱり農場ごとにある程度傾向がつかめるのであれば、作戦は立てやすいと思うんですよね。それ、さっきの話に戻っちゃうと思うんですけども。非常に良いんじゃないかなと思います。一応、戻します。

○津田委員長　ですから、ここで、例えば、今2回打ちという話もあったんですけども、結局ワクチンというものが基本的には、もし、豚熱ウイルスが農場に入っても、それが農場内でのアウトブレイクを起こさないような、もう一つ抑えとして、飼養衛生管理の抑えとして使われているという中で、100%ワクチンだけで防ごうという話ではなくて、飽くまで補助手段として使っているわけですね。そのときに、その2回打ちのコストあるいは手間と、それから1回である程度、飼養衛生管理基準と組み合わせたときの打ち方と、どういうふうな選択をした方がいいのかということについて、もっと御議論いただきたいんですけども。私としては、ワクチンだけで100%防ごうとするのであれば、それこそ60日あるいは70日まで待つのが一番いいんでしょうけれども、実際にはそこまで待っていると、やはりその農場の飼養管理上、非常に穴も大きくなるし、かなり防ぐのが難しいということでワクチンを使っているわけで。そこまで含めての2回接種をどう考えていくかということなんですけれども、いかがでしょうか。

○迫田オブザーバー　まず、今、50からに遅らせているところは、飽くまでもこの第1世代向けだとは思いますが、飽くまでも。後ろに遅らせれば、今回、発生が見えて、それぞれの農場で見えている、ワクチン接種時期のような、そういうところでのいわゆるアウトブレイクは見えちゃうと思うんですね。なので、やっぱり早めにもう30日～40日のところで早めに打つことはしていかないといけないと思うんです。その上で、多分、国としては、ワクチンを1回打った後、抗体保有状況を見て、低ければ追加して2回打ちをすることはこれまでどおり指導していると思うので、そのこのところをうまく活用していくのか

など僕は思っていますが。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

今、迫田先生からもあったように、当初の考え方としては30～40ということで設定しておいて、その後、もし抗体陽転率が低ければ2回目の接種も考えるということで設定したと思うんですが。現状を見てみると、今日の結果を見ると、2世代目の抗体の非常にばらつきがあるということからすると、やはり農場によっては、先ほど迫田先生もおっしゃったように、農場によってはある程度、30日とか、もう少し早めに接種する必要もあるだろうと。ただ、その接種時期というのは、全部が全部抗体をもし調べられないのであれば、農場ごとに、例えば分娩舎、離乳舎はきちんと守れる、だけれども、その後に肥育あるいは育成舎に持っていったら、多少リスクが高くなる。ウイルス侵入のリスクが高くなるということであれば、そのオペレーションを考えて、離乳舎から肥育・育成舎に移す前の時期に接種を済ませるとか、そういった形で農場の飼養管理のオペレーションと併せて、ワクチン接種のタイミングを図るということも適当じゃないかなというふうに思うんですが。これについてはいかがでしょうか。

○迫田オブザーバー それはそのとおりだと思います。僕は、座長がおっしゃっているように、バイオセキュリティについてはもう、そもそもきちんとやる上で、そういうところの運用をしていく必要があるんだと思います。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

あと、ちょっと青木先生の方にちょっと質問したいんですけども、以前、CSFのワクチン、これについては、昔、清水悠紀臣先生もおっしゃっていましたが、接種後かなり早期から感染防御というか、有効性が成立するという話があったんですが、これについてはどういうふうな解釈があったんでしょうか。ちょっと教えていただけますか。

○青木オブザーバー 青木です。

過去の先代の先生方のデータですけれども、ワクチン接種して、接種後、経日的に攻撃試験を行ってみると、大体3日若しくは4日ぐらいから、いわゆる発症防御をするというデータがあります。それは、ワクチンを打たれた豚の中で抗体ができて、それが発症防御、感染防御に貢献したというのではないので、ワクチン接種後の日数から考えると、恐らく細胞性免疫が効いているのではないかというところが科学的な解釈としてはなされていま

す。その辺のメカニズムについては、まだ深くは明らかにはなっていないと思うんですけども、感染実験で得られたデータということで、事実としては非常に強い結果ではないかなというふうには思います。

私も、かつて、似たような試験を行ったことがあります。確かに4日、5日ぐらいで強毒株のALD株の攻撃に対して発症防御をした、要は死なないで済んでいるというふうな豚が出ました。ただし、ちょっと気を付けなきゃいけないのは、強毒株を使った場合ですけれども、例えば10頭にワクチンを打って、5日目ぐらいにALD株で攻撃した場合、その10頭全てが死亡しなくて済んだということではないので、細胞性免疫が100%感染防御若しくは発症防御を保証しているということではないのです。その辺は十分防疫上注意しなければいけないというふうには考えています。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

ちょっと今聞いたのは、抗体の陽性率というか、抗体価のレベルだけが感染防御あるいは発症防止なのかということをお伺いしたかったものですから。ワクチンの接種のタイミングを考える上でいろんなことを考えていかなきゃいけないとは思いますが、このことが、今度動衛研の方で行われます感染実験の方で、今回のウイルスについてどのような防御があるかということも含まれると思うんですが。

迫田先生ですか。どうぞ。

○迫田オブザーバー 1点、追加させて、青木先生に追加なんですけれども、過去の成績や青木先生の成績は、全て豚は移行抗体も獲得抗体も全く持たないナイーブな豚にワクチンを打って、その後、3日後か5日後にチャレンジした試験なんですよね。多分、現場の人たちが、僕も知りたいのは、移行抗体が16とか32倍ぐらい、ワクチン打ったらテイクするような移行抗体を持っている中で、ワクチンを打って何日後から防御できるのというところが本当は今知りたいんじゃないでしょうか。それが多分、ワクチンを打った豚でも発症しちゃったというのが、これまでの事例の、最近の事例の中であるんだと思うので、そのところが、3日とか5日というところと、今の現状との間のギャップがあるのかなと思います。やっぱり移行抗体があれば、ウイルスはわっといきなり増えられないので、そのところは防御に働くまでの時間は掛かるんじゃないかと思います。すみません、追加です。

○津田委員長 ありがとうございます。

やはり、ちょっといろいろと詰めななきゃいけないことがあるし、やっぱりウイルスによっても違うこともありますので、この辺の点は山川さん、よろしくお願いしますね。

○山川委員 はい、分かりました。その辺りは私も気にしていたところなので、実験プランを立てる上で、職員と綿密に詰めていきたいと思います。

○津田委員長 よろしくお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

○嶋田委員 1つ、よろしいですか、すみません、何度も。

○津田委員長 はい、どうぞ。

○嶋田委員 今回のこの動衛研の御報告とはちょっとずれるのかもしれないんですが、こういった状況の中で、接種の作業そのものについて、ちょっと確認させてください。要は、農場に定期的に接種する、家畜防疫員であったり、知事認定獣医師であったりがあると思うんですけども、まず、接種農場での発症というところを受けたときに、飼養衛生管理状況に問題があるという農場さんがあったということで、例えば定期的に接種に入る獣医師、かかりつけの獣医師だったり、管理獣医師ではないケースもあるとは思いますが、その際にやはり、先ほどからあるワクチンと、もう一つの飼養衛生管理、2枚の防波堤の片方についての具体的な指導ですよね。足りていない部分とかに対して指導をするとか、そういった仕組みというのは、今、実際の接種の現場、私、接種に行っていないので分からないんですが、どういった状況か教えていただくと有り難いんですが。

○津田委員長 この点については、小渕さん、いかがでしょうか。ワクチン接種とそれから同時に、農場に対する衛生指導というのはどういうふうになっているのでしょうか。お願いします。

○小渕委員 小渕です。

うちの県ですと、ワクチンを今継続しなくてはいけないという農場が、隣県がみんな接種し始めましたので、当時の200農場以上から170農場というふうになっています。知事認定獣医師を今週頭から、制度が整いましたので行っております。先生方が入っていただいたときに、衛生管理の状況の確認もお願いしますということは言ってありますけれども、全て改善までということは、全ての先生には課してはおりません。ただ、契約のコンサルタントで入っていらっしゃる先生方は、それも含めてやっていただいていると認識しております。

ただ、飼養衛生管理に関しては、やはり発生以降、かなり皆さん、地域差が今度、高崎

のときはその周辺が、また前橋で発生してしまいましたので、多くの農場で、大規模さんも多いですけれども、全ての農場で、かなり衛生管理に関しては進んでいると認識しています。そのときにどこまで指導できるかというのは、家畜保健所も立入やワクチン接種をしてはいますけれども、常に指導の方はしておりますけれども、100%というのはかなりまだ難しい状況にあります。

あと、飼養衛生管理とはまた異なりますが、これまで御議論されている移行抗体、ワクチンブレイクの関係ですけれども、これだけの農場、また大規模の中で更新がそれぞれの農場によってスパンが違うという中で、移行抗体のレベルを考えていく、ここがいいのかというのは、もうかなり難しい状況に入っております。それで、2回目接種という要望もありますし、その方がいいのかどうなのかというのも県ではなかなか判断できない状況にあります。というのは、病性鑑定等、再三うちの方も依頼、農家さんがすぐに通報していただけますので、しておりますが、これだけやってきて、ワクチン接種の時期が50～60で遅いのかというと、あと50～60日の未接種豚を取っていて、全てまだワクチン抗体と思われる抗体陽性という事例もありますので、なかなか県全体として早くするか、また、農場ごとにかかなりの更新のスパンが違う、いろんな産歴がある中で、全体的にその農場を早くしたり、このままにしていいのかというのをかなり今、検査をすればするほど迷うという状況にあります。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

ワクチン接種の方の御苦勞と同意に、飼養衛生管理基準の指導の方もされてきているということで、本当に御苦勞されていると思いますが、よろしくお願ひします。

嶋田さん、いかがでしょう、よろしいですか。

○嶋田委員 はい、ありがとうございます。

恐らく、接種に入られる先生方も、自分がもしかしたら持ち込むかもしれないという気持ちもあられると思いますし、やはりいろんなところに気が付くと思うんですね。ですので、そういった機会を有効に活用するのは重要なことかなと思い、発言させていただきました。ありがとうございます。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○迫田オブザーバー すみません、追加でもう一つよろしいでしょうか。

○津田委員長 はい、どうぞ、迫田さん。

○迫田オブザーバー ここでの発言が適切なのか、ちょっと分からないんですけども、20世紀の先輩方は、例えばワクチンがテイクするのに、中和抗体価が64以下であればいいというようなことが防疫とかに書かれておりますよね。ワクチンを打つ前に、私がやっぱり今の我々がちゃんとデータを取っていかなきゃいけないという話をして、今取っているんだと思うんですけども、その防疫指針に出ている過去のその数値、いろいろな指標と、今取っている指標というのは完全にマッチするのか、それともずれがあるのか、もしずれがあるんだとしたら、どういうことを考えられているのか、ちょっと教えてください。

○津田委員長 それは、前の防疫指針による、例えば抗体価、これはどこで調べたやつ。

○迫田オブザーバー いや、あの……。例えばの例ですけども、ワクチンがテイクするのは、中和抗体で64倍以下の個体であればテイクするというのが防疫指針の中、昔の32ですから、今の64だと思っておりますけれども。実際に、今21世紀にワクチンを豚に打って、本当に64倍以下の豚は100%、いわゆるテイクがそれと同じようにされていたのか、そういうような過去の20世紀の資料と、今のワクチンを打つてみてのそのワクチンの効果の判定の基準が実際に合うのですかという質問なんですけれども。

○津田委員長 それは、山本さん、どうですかね。やっているかな。

○山本オブザーバー 1つには、今回、委員限りでお配りしております資料の2-2というところに、接種時の子豚の中和抗体価がどれぐらいだったのかというのを推定して、その後、ワクチン、テイクと判定できたかというのを示したグラフを載せております。これは5県の7農場という極めて限られた条件で集めておまして、どうしてかという、それぞれワクチンを打たれた子豚が接種した時点でどれぐらいだったのか、その後、どういうふうに抗体価が推移していったのかというのは、情報を集める労力がかなりかさんでくるものですから、極めて情報限られてくるんですけども、そのデータだけを集めた前提でいえば、推定された抗体価が32~64のときにはかなり低いテイク率で、1割とか2割とかの間ですかね。それで、8倍~16倍のが緑色の線になるんですけども、これで半分を超えてくると、そういった状況になっています。ここのテイクというのは、中和抗体価を追っかけていって、移行抗体がこれぐらいで消えていくだろうというところも推測をした上で、それでも2倍を超えてくるとか、あるいは残っているはずの移行抗体よりも4管以上高いとか、いうことをもって判定していますので、実際にこれが防御が成立している割合と一致しているわけではないんですけども、中和抗体価の見た目から判断をしたとき

に、これでテイクと判断できるだろうというのを拾っていくとこれぐらいの割合で、ということからすると、64倍までであればかなりの割合でワクチンテイクしていくんですよと言われてきていたこれまでの知見よりは、ちょっと厳しい結果なのかなというふうに思っています。その厳しい要因として、その判定が厳しいという可能性はあるというところですね。

以上です。

○迫田オブザーバー ありがとうございます。

ということで、今のところは、先人が残してくれている書物の数字と若干のずれがあって、そここのところに何があるんだということ、今後、山本先生中心に、またひも解いていっていただくことになると思うんですけども、是非、よろしくをお願いします。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。ほかにも御意見ございますか。ないようでしたら、ちょっとここで取りあえず、今までのいろんな御意見ありましたので、少し取りまとめさせていただきたいと思います。

今回のワクチンにつきましては、先ほど言いましたように、ワクチンの用法・用量については、この定められたもので使うということを前提に考え方を整理していきたいと思っています。

まずは、今回の結果でございますけれども、第2世代の母豚の抗体価の分析から、第1世代の母豚に比べて、第2世代は個体によってばらつきが大きく、抗体価の分布の幅が非常に広いということが確認されました。このことで子豚から、この第2世代の母豚から生まれた子豚については、移行抗体価あるいはその抗体の消失時期も非常にばらつくんじゃないかということが想定されたということがあります。これはよろしいでしょうか。

それから、このことから推定される第2世代以降の母豚から生まれた子豚のワクチン接種適期については、現時点のデータから、先ほど迫田先生の方からもありましたけれども、どの日齢がいいという明確な日齢について判断するのは非常に難しだろうというふうに思っています。

ただ、一方で、この第2世代以降の子豚は、第1世代の繁殖母豚より生まれた子豚の接種時期、今推奨しています50～60よりも早い日齢で接種することが適当かもしれないということでございますが、ただ、その時期というのは、先ほど私の方からも言いましたけれ

ども、農場での飼養管理の具合を考え、きちんと侵入防止対策が取れる時期と、それからその後の時期という、農場のそれぞれのオペレーションがありますけれども、そこを考慮して、侵入防止対策あるいは飼養衛生管理の確実性を踏まえて、接種のタイミングを判断するというのも一つの考え方ではないかなというふうに思います。同時に、ここでの抗体価、もしできれば抗体価の推移等を調べてデータを合わせていくと、より正確に分かるかもしれないということでございます。

第1世代につきましては、適期が今50～60日としていますが、ここについては引き続き、これはこれで使えるのかなというふうなことでございます。

ワクチンの追加接種につきましては、先ほどもありましたけれども、なかなか一長一短があり、難しいということがございますけれども、これについては引き続きちょっと検討するというか、先ほど迫田先生からもありましたけれども、実際のワクチンの応用に当たっては、ワクチン抗体価の上がりが低いときは追加の接種もあるということは考えていますので、そういうことは考えていただきたいと思います。

それから、このワクチン接種の状況については、それぞれスタートした時期もありますし、それから野生イノシシの発生状況等も考えて、使い方、これをそれぞれの県に合わせて、使い方を変えていただきたいというふうに思います。

それから、免疫付与状況検査、これについても引き続きデータを続けていくということは、ここで議論の中ではありませんでしたが、これも続けていっていただきたいというふうに思います。

こういったことでちょっと取りまとめたんですけども、ほかに御意見、あるいは、ちょっとここはこうの方がいいよということがありましたら、お願いします。小淵先生辺り、いかがでしょうか。なかなか結論的に出ないのが実際なんですけれども、データを見ると、なかなか難しいというのがより分かったということなんですけど、いかがでしょうか。

○小淵委員　なかなかワクチンの接種時期というのは、更に、これ、難しくなるなと思っています。うちの方でも、農場での接種前、接種後の期間、あと屠畜場での採材というのを続けておりますけれども、何が正解なのかなというのは、うちの県としても決めかねているところというのが現状です。その中で、やはり2回接種させてもらいたいという強い要望があります。その方が発生を防げるのであれば、そういう方向に進んでいきたい、進んでいただければという気持ちは、県と担当して、あります。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

引き続き、ワクチン接種と同様、とにかく侵入防止も同じように努めて、農家の皆さん方、指導お願いしたいと思います。

これについて、あ、そうだ、筒井先生の方から何かございますでしょうか。急に振って申し訳ないですが、筒井先生。

○筒井委員 いいですか。

○津田委員長 どうぞ。

○筒井委員 ちょっと質問したかったんですけれども、例えば30日で打った場合には、いわゆる肥育豚の8割を守るのか、それとも幼若な、いわゆる若齢豚の、集団で飼われているようなところを重点的に守っていくのか。いわゆる感染症を考えると、広がるのは恐らく集団ではナイーブなところがあるところだと思うんですけれども、そのときに、例えば30日齢で早めに接種をすると、一方では付いていないやつは守られる、一方では移行抗体は高いものについてはその期間、60日まではある程度守られる。ただし、その後の、いわゆる肥育期における集団免疫は下がるということを考えると、例えば30日齢で早めに打つということになって、そういう若齢期のものを重点的に守るということは可能なんですか。これまでの発生例から考えると、そういった時期を重点的に守りたい。どっちを守るかということなんだろうけれども、そういうことは可能でしょうか。

○津田委員長 疫学調査チーム検討会の場では、調査をやってきて、ワクチン接種農場での発生の疫学検討会はこれからなんですけれども、これまでの発生からすると、やはり分娩舎あるいは離乳舎からのウイルスの侵入の傾向が結構多かったということからすると、やはりそこは少しそちらの方に重点を置いて、ワクチンを使うならばですね、いいのかなという感じはしています。

というのは、以前、これは迫田先生に聞いた方がいいと思うんですけれども、従来、昔の豚熱ワクチンというのが使われたときは、肥育豚の方を中心に守っていたというのがあって、これは何かと云ったら、やはりそのときのリスクとして、侵入リスクで一番大きかったのはやっぱり残飯があって、そういったものが与えられる豚群を中心にワクチネーションを行っていたというのがありますけれども、今回の野生イノシシからの侵入というのは、野生イノシシから直接あるいは間接的に農場へ侵入するというところからすると、過去の発生を見ると、やっぱり離乳豚あるいは育成前期といったところがやっぱり一番穴があ

るのかなと思います。そこで、そこら辺に少しシフトする必要があるのかもしれないなど考えているところです。まだ、ちょっと具体的に、ワクチン接種農場での発生状況についてはこれからの検討になるんですけども、今のところ、そういうふうなことも想定しています。

○筒井委員 今、議論として2回打ちがいいのか、本当は3回でもいいのかという話になるんですけども、結局は確率の問題ですよ。8割守るといっても、完全に感染防御しているわけではないので、結局は残りの2割はナイーブなわけですよ、肥育豚においても。いずれにしても、どこを重点的に守っていくのかということ、それから、やっぱり感染を完全に防ぐことはできないということを前提に立った対策というのが必要なのかなという気はします。

○津田委員長 ありがとうございます。

ここからすると、今、私の方、さっきまとめていただいたんですけども、やはりワクチンのみで全て防ぐということはかなり難しいので、いわゆるトータルですね、農場の飼養衛生管理と併せて、やはりワクチンをうまく使っていくということがやっぱり必要じゃないかなというふうに思います。いかがでしょうか、ほかの先生方。

○筒井委員 追加で、あと1点だけいいですか。

○津田委員長 どうぞ。

○筒井委員 今回、6月でいわゆるELISAのS/P値の議論をして、0.05でも、再接種の協議について考慮してもいいんじゃないかというお話になりましたよね。実際、その後、何かこういったことが協議として、何か影響を与えてきたのか、実際にそれによって追加接種がないような事例が結構増えてきたのかということについて、少しお伺いできればと思います。

○青山課長補佐 事務局からお答えいたします。

まず、0.05以上を8割に含めた場合に追加接種協議が不要となりますので、そういった判断をしている場合については、こちらには直接相談が来ないため、実態がどの程度かは把握できていないんですけども、一方で、0.05以上のものを含めずに8割を計算して、それで8割を切っている場合には、引き続き追加接種をしたいという県からの相談はありまして、その場合0.08をどうするか、追加接種を8割をどうするかというのも一つの目安ですので、引き続き、0.05は含めずS/P値1以上が8割を切っている場合に追加接種をしたいという県からの話があった場合には、そのまま追加接種協議に応じて御相談をして、

追加接種をしたり、行っているような状況です。

以上です。

○筒井委員 ありがとうございます。

今、おっしゃられたように、集団免疫というのは流行を防ぐためのもの、8割水準ということですので、その点、やはり目安として考えていくのが私はベターだろうなというふうに思っております。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○迫田オブザーバー 筒井先生の最初の質問なんですけれども、肥育舎を守るんだったら、接種は遅らせれば遅らせるほど、その肥育舎の免疫率は上げられると思うんですね。けれども、やっぱりバランスなんだと思うんです。だから、30～40日齢に打って、全体を8割。だから、どこにも免疫の穴がある前提で、やっぱりバイオセキュリティの徹底というところになってくるんだと思います。そこだけ、確認のため。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

同じことだと思うんですけれども、ワクチンでは100%はないよということですよ。ありがとうございます。

それでは、議論、いいのかな。

○石川動物衛生課長 動物衛生課長の石川でございます。

ありがとうございました。

いろんな先生から御意見あったように、飼養衛生管理がまず基本だということでございますけれども、今回の第1世代と第2世代のそのグラフから読み取れることは、やっぱり全体で見ると、第2世代は抗体価のばらつきが大きいということ。国全体というか、ワクチン接種をしている全体としてみれば、そのばらつきが大きいということは事実かと思えます。すなわち、裏を返せば、先ほどのペーパーにも書いてございますけれども、県全体、また個々の農場での抗体付与状況をきちんと把握して、きめ細やかな対応をすることの重要性が認識されたのかなというふうに思っております。

また、この抗体付与状況調査の把握の中で、抗体反応の状況を見て、必要があれば、今も実施しておりますけれども、追加接種を行う対応を、引き続き確実に実施してまいりた

いというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○津田委員長 ありがとうございます。

それでは、ここで議題についての討論は終わったんですけれども、全体を通しまして、委員の皆さんから御意見、御質問ありましたら、お願いしたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、じゃ、本日の議題は終了しましたので、ここで進行を事務局にお渡ししたいと思っております。

○星野家畜防疫対策室長 津田委員長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、本日は長時間にわたり御議論を頂き、誠にありがとうございます。

飼養豚への豚熱ワクチンの接種時期、それからワクチン接種推奨地域につきましては、本日御議論いただいた内容を含めまして、必要な検討をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

今後も小委の皆様におかれましては、個別に、また御相談をさせていただくことがあるかもしれませんが、その際には、是非、よろしくお願いたします。

それでは、これをもちまして、第78回牛豚等疾病小委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前11時43分 閉会